BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIARIE DU JAPON
(FONDEE EN MARS 1882.)
No 119. AVRIL 1898.
Rédacteur principal, et gérant. H. Sano
Sténographe. T. Yana
Imprimeur et Editeur. S. Ishida
(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第百拾九號

明治廿一年五月創刊
明治廿五年五月六日郵便物認可

明治參拾壹年

第四月刊行

本月一回發行

會告

本會々費其他本會へ御送付相成べき金員は**庶務委員長**へ御拂込之筈に候處**往々事務所**へ**御送金の向**も有之時に或は混雜の處も有之候間爾後必ず左の通御取扱被下度此段謹告候也

追て從來會費其他の領收證へは會計主任の印を押し來り候處以來は**庶務委員長**の名前を以て「大日本監獄協會庶務委員長」の印影を捺印することに改め候條爾後該印影以外のものは無効に付併て謹告候也

大日本監獄協會

一、會費其他本會へ御送付の金員は凡て**東京集治監官舍長屋又輔宛**にて**千住郵便局**へ**振込の事**

明治三十一年三月三十一日發刊
發行兼編輯者 東京市牛込區若宮町十番地 佐野尚
印刷者 大日本監獄協會事務所 池田宗平
印刷所 東京市淺草區黒船町廿八番地 東京並木活版所
發行所 東京並木活版所

大日本監獄協會雜誌第百拾九號目次

◎論　說
○慈善の力說……留岡幸助……一
○罪と不幸の念に就き……藤吉晉敎……八
○刑法草案總則の出來に就て佐原生に答ふ……洋々散士……一三
○囚人と著述……佐村覺四郎……一七
◎講　義
○典獄會議の新目○在監人の食費○評丁の俸給○看守考査規定に就ける注意事項○假釋學校開設の利益○略論○教育の普及と犯罪○人口と犯罪○工徒の制定○世上の監獄問題○教育の普及と犯罪○人口と犯罪に關する統計○出獄人保護井に意見に關する典獄會議○監獄學の發展○監獄局の消息……二〇
◎雜　錄
○竹刀の撓へ○眼の付け所○撃劍の法し身構へ○試合の法……二九
◎講　評
○囚徒衛生上の研究……三二
◎衛生雜錄
○京都感化院開院御期……四〇
◎各地通信
○北海道集治監囚徒慈善會……四九
◎雜　錄
○監獄內の衛生○日曜と雖も一定を設む○被告人に敬語の必要○女監取締法○女監取締法に非ず○女監取締法に一言す○監獄費に關し一定し易びそに等閑せしむべし○標準小言……六〇
◎官　報……六三
◎官報書目……

大日本監獄協會雜誌第百拾八號目次

◎論　說
○慈善の力說……留岡幸助……一
○罪と不幸の念に就き……藤吉晉敎……五
○刑法草案總則の出來に就て佐原生に答ふ……洋々散士……一〇
○囚人と著述……佐村覺四郎……一六
◎講　義
○典獄會議の新目○在監人の食費○評丁の俸給○看守考査規定に就ける注意事項○假釋學校開設の利益○略論○教育の普及と犯罪○人口と犯罪○工徒の制定○世上の監獄問題○教育の普及と犯罪○人口と犯罪に關する統計○出獄人保護井に意見に關する典獄會議○監獄學の發展○監獄局の消息……一九
◎雜　錄
○囚人及刑事被告人押送調則に就て○押送狀送致書式目錄に就ての疑義○看守懲戒權の保存期限○在監人調査表に就ての見もなし○續くまし○夢幻狂愛人の奇獄○出獄人の奇獄○出獄人の實況○監獄の美事○感化人に關する統計○第二回萬國監獄會○出獄人の實況○有志者の義擧……二八
◎講　評
○百噸論……二八
◎創業苦話
○創業の起源○撃劍稽古法○竹刀の持ち樣……二八
◎講　評
○衛生上の研究……三三
◎感化保護
○東京出獄人保護事業第一年報……三八
◎各地通信
○監獄官員異動○北海道監獄官員異動……四八
◎雜　錄
○囚人刑事被告人押送調則○第十二條五十一日現在員中○北海道を見よ○第十二條五十一日現在員中○北海道を見よ○第十二條五十一日現在員中○北海道を見よ○第十二條五十一日現在員中○北海道を見よ……五二
◎官　報……五九
◎官報書目……六一

東京集治監外門之圖

第壹　表面圖

木骨鐵皮ニテ構成シタル門戸ニシテ外貌閂等ノ裝置ナク悉ク是ヲ内部ニ全備セリ

第貳　裏面内外部

（キ）ノ閂ヲ運用セントナストキハ（ケ）ノ鑰孔即チ兼用スルニ覗窓タル孔蓋ヲ轉開シ第五圖ノ鑰匙（ソ）ヲ挿入レ二脚ヲ攤キ（タ）トナセバ頭部ノ活働栓出テ（ケ孔）中ノ溝ニ入リ茲ニ於テ鑰匙ノ右捻左捩ニ據リ閂ノ出入迅速ナリトス亦タ（クコサ）ノ鑰孔ニ於ケルモ其手段同一ナリトス

第參　跼戸内部

跼戸ヲ開カントナストキハ（ア）孔ノ覆蓋ヲ回轉シ第四圖ノ鑰匙ヲ挿入レバ單獨ニ捻レバ（イウエ）ノ閂同時ニ出入セリ

第四　同鑰匙

第五　（クケコサ）ニ對スル鑰匙

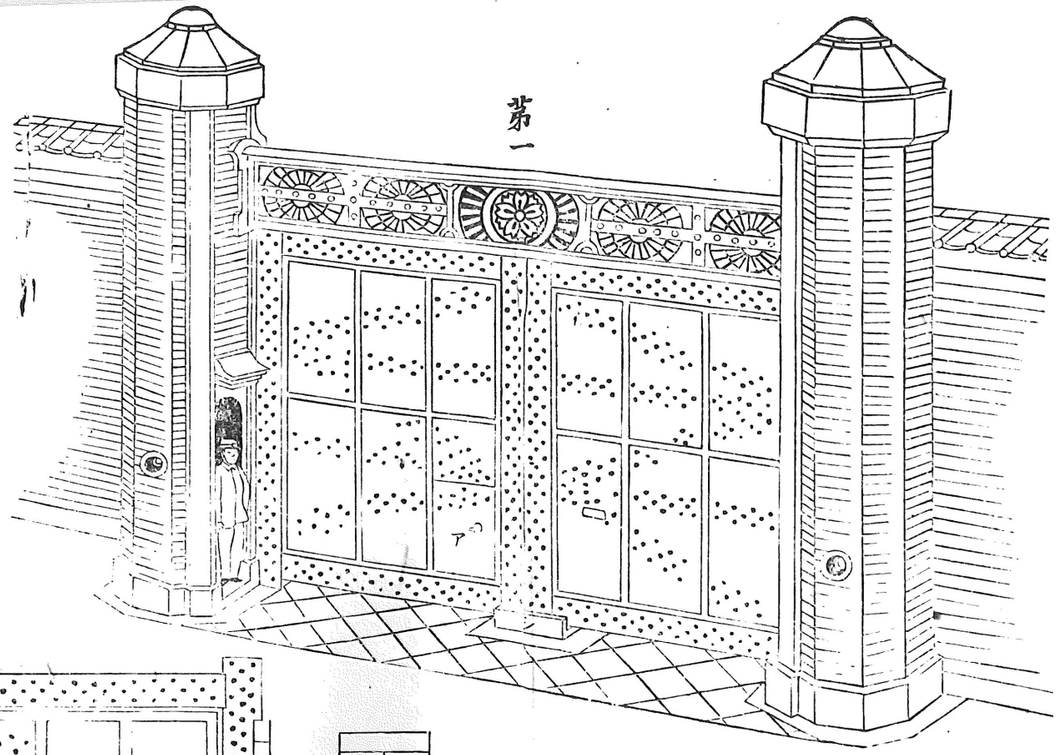
（タ）運働体
（ソ）靜止体内部

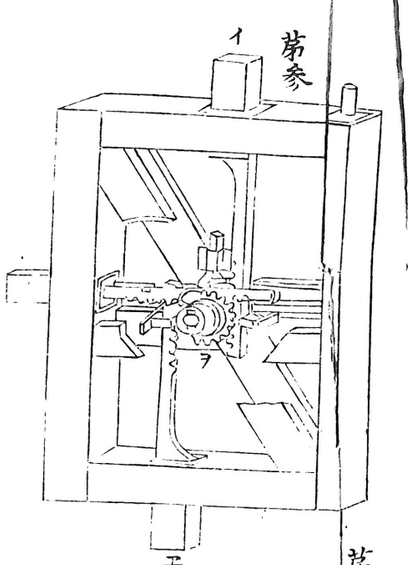
（シ）ノ框受ハ地下ニ裝置シ門戸ヲ閉サントスル半端ニシテ立起シ底ニ二孔ヲ有シ是レニ縦閂（スセ）ヲ串刺セリ

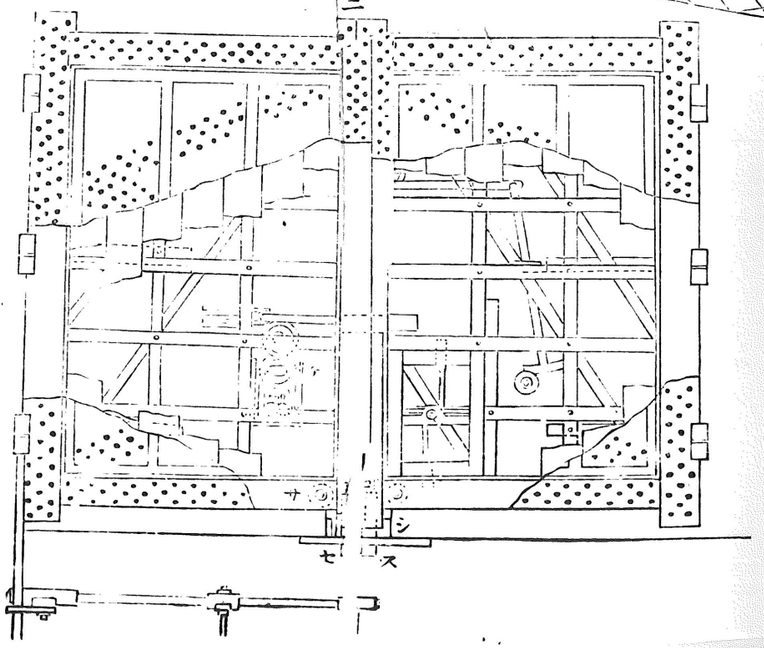
門柱　高サ　二丈四尺五寸　外法　五尺五寸　内法　三尺二寸

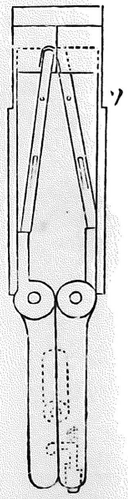
同門戸　高サ　壹丈三尺四寸　巾　九　尺（但シ片扉分）

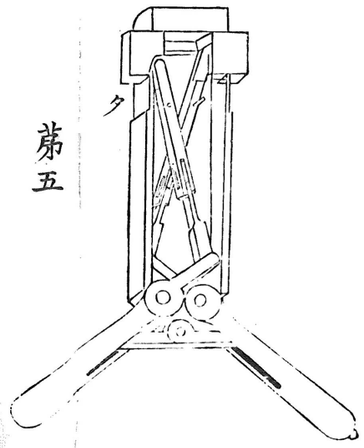
煉化塀　高サ　壹丈六尺八寸

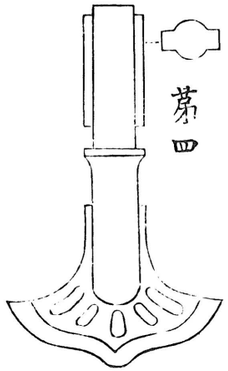












論說

◉慈善の方法

留岡幸助

慈善心は人性の天に出づるものにて何人も能くこの心を享有せること疑なしと雖、慈善をして効果あらしめんには智識を要し、經驗を要し、方法を要するなり、慈善心裡に爵勃たりと雖、之を實地に應用する方法に於て缺けたりとせば折角の慈善心も害ありて益なきに終はらん、於是乎慈善事業に方法を要する所以なり、慈善は如何にして爲すべきものなるか、これ吾人の將さに言はんと欲する所なり、慈善家は無告の民の保護者にして惑物を施與して以て彼を一時若くは永遠に救護するなり、

其故に金錢を與ふるか又は物品を與ふるか兎に角慈善は持てるものが持たぬものに或者を與ふることに外ならずと雖、何を與ふべきや、如何にして與ふべきやとは頗る研究を要すべき問題なり、其必要に應して金錢を與へ、物品を與へ、機械を與ふべきは勿論なりと雖金錢、物品、機械に先ちて與ふべきは慈善家其人の心情（ハート）ならざる可らず慈善家にしてこのことなからんか剩除せる物品あり、累尚ぎ金錢ありと雖彼が爲す所の慈善は恐くは成功し能はざるべし、

其故に慈善の第一要義は彼れ被保護者に心情を與へて其朋友となることにあり、この要素なくして慈善をなすこれ只其慈善の施與に止りて眞正の慈善たらざるや其れ明かなり、輓近歐米に於ける最も進歩したる慈善家若は社會學者の說によれば慈善は施與にあらず教育なりと、慈善の本旨をして永久に貫徹せしめんと欲せば一時其急を救ふは其場限りの救助にして所謂基督のこの水を飲む者は又渴かんとの語の如く今日彼を救ふも明日彼を救ふことを保す能はず以是被救助者の身心を敎育することは彼に自立の基を與ふるものにて敎育せられたる彼は其手腕を働かせ心神を勞して自給獨立すべし、これ即ち眞正の慈善ならずや、ウイリアムタラック曰く、

眞正の慈善事業は其個人が天より享け得たるの能力を發達せしむることにて眞正慈善事業の要素は即ち是なり、又曰く、

夫れ眞正の慈惠は道義上の氣力を與へ當人の性質を高め且つや其諸能力を發達せしむるにあり

其故に文明國に於ける慈善院に於ては必すや敎場あり工場あり、運動場ありて被救助者を永遠に自立せしむる道を講ずるは即ちこの眞理を了解せるの故なり、

慈善の第二要義は區別して慈善をなすことにあり、昔の慈善事業は被救助者を區別することなく彼等を同一種の貧窮者と見做して施與せり、然るに輓近の慈善事業には被救助者の事情を調査し以て彼等を救助するなり、貧窮者は等しくこれ救助すべきものなりと雖、彼等にも差等なくんばあらず、彼等を救助するに區別なかりせば適切なる慈善は到底爲し能はざるべし、如何にして彼等を區別するか、貧窮者にも種々あり、(一)老衰して働く能はざるもの、疾病の故を以て働く能はざるもの、(二)勞働し能ふと雖働口のなきもの、(三)性來懶惰にして勞役を好まざるもの即ち浮浪者(ツランプ・ベッカー)乞食の徒是なり、

慈善を爲すに區別せざる時は實に慈善の徒勞たるのみならず、頗る怠惰心を奬勵するものあり、

ウイリアム、タラック其著監獄學に左の事實を記述して曰く

一日懶惰なる乞丐者が某貴女に請ふて曰く「願くは今我が身に迫れる禍より救ひ賜へ」と貴女之を憐み生「クラオン」(我壹個二十五錢)を與へ問ふて曰く「今我が與へたる金に依て汝は如何なる禍より助かり得たるや」、と乞丐者は最と嘲鳥の風情を以て「今日中勞働すべきの禍より免れたり」、と答へたりと云ふ、又或他の乞丐者が職業に就くべしと勸告したる人に答へたる語に曰く「否とよ我は一日に十二「シルリング」(我參圓)の金を貰ひ得る間は決して職業に就かざるべし、職業を爲すは愚者と牛馬のみ」

と此れ勞して功なきのみならず如此者に慈善を施すは却て害あるも益なし、我政府玆に見るあり、十有餘年の書發布したる內務省令に凡て乞食に金錢と物品を施與すべからざることを訓令せり、コルテニー曰く、

人をして自助の精神を滅却せしむるが如き助力は毫も助力を與へざるよりも尙有害なり、

博士ショシア、スッロング曰く

淺識にして感情的の慈善は猖獗なる疫病よりも尙は甚しき害あり、……感情的慈善は僞善者の蠹群を養ふに必要あるも人を救助する所以の目的を達する能はざるなり否却て被救助者をして愈々貧窮墮落せしむるなり、……慈善は施與にあらずして友情(フレンドシップ)なり、道德的治癒にして金錢の問題たらず、

米國の大慈善家カルヂギー曰く

余が寄附したる一千弗につき殆ど九百五十弗は似非慈善に使用せり、

以是慈善は研究し、調査して爲すにあらずんば實に被救助者をして懶惰害惡に陷落せしむる而已ならず、貴重

の金錢を浪費し且つや慈善家自らも又美名の許に一大害惡を爲すに至らん、豈其れ愼まざる可けんや、被救助者を調査し、研究し、區別することは曾に慈善の趣旨を貫徹せしむる而已ならず社會學上にも一大好材料を與ふるものなり「ハーバート」大學基督敎倫理學の敎授フランシスピーボデー氏は昨年三月の慈善學雜誌に記述して曰く

一千八百九十一年中ボストン府救貧院に入院したる困窮者は九百七十三人にして此內百八十三人即ち八分の一は溫良なる貧民、四百四十一人は亂醉家、四十七人は精神上の不具者、而して婦人の二十五人は私生兒なり、

と、依之觀是被救助者を精密に研究することは社會學上に利益を與ふること蓋し少々ならざるべし、慈善の第二要義は慈善家の品性をして高潔ならしむることなり方法は素より前陳せし如く大切なりと雖慈善家の性品高潔ならざる時は如何ほど方法の善且つ美なるも益する所少かるべし、慈善事業の基礎は之に關係する人物の良否如何にあり、熱々我國に於ける慈善事業を洞察するに人物より生する慈善事業なるもの甚た鮮なし、故に我國の慈善事業は餘りに廣告的に傾向せるの觀なき能はず我主耶蘇曾て訓誨して曰く

爾施濟をするとき右の手のなすことを左の手に知する勿れ……是故に施濟を行とき人の榮を得ん爲に會堂や街衢にて僞善者の如く菔を己が前に敷しむる勿れ、

と是れ慈善をなす高潔なる心事を示したるものなり、現今文明の利器たる新聞の發行せらるゝあるを以て行ふたる慈善は此機關を通して世に吹聽せらるゝなり、其故に慈善の主人公たる慈善家も彼を補助する寄附者も直に其善行は新聞の機關によりて世に顯然たるなり素より其事業を擴張せん爲には之をして世に知らしむると必要なりと雖高潔なる心事より出つる慈善を商賣の如く廣告するは其本旨に背くものと謂はざる可らず、基督敎徒たる吾人は神社佛閣の前に高く揭けられたる慈善家の寄附を見て會堂や街衢にて菔を敷く僞善者の類として冷笑すと雖爲んぞ知らん堂々之を新聞に揭けて以て其頌德表を天下に頒布するに至りては誰か鳥の雌雄を辨せん、吾人は感慨玆に及ぶときは基督耶蘇の敎へたる右の手になすことを左の手に知らしむる勿れとの高尙なる敎訓を贊嘆せずんばあらず、嗚呼眞正の慈善は之を實行するの如何に難きかを於是乎我黨の慈善家たるものは須らく跪いてナザレの神人たる基督耶蘇に學ぶ所あらざる可らず、

慈善事業に方法なかりせば折角の慈善は曾に徒勞たるのみならず頗る有害なりとは以上既に之を述べたるが如し、其故に以上の趣旨を一括して云ふ時は慈善事業の如何に係はらず苟も救助せんと欲する者は之を敎育せざれば眞正の慈善は爲す能はざるなり、不適當なる人類を敎育するは是れ即ち眞正の慈善なりとは一見新說の如く見ゆれども實は然らず、二千年の昔既に基督の使徒たるペテロ彼得之を言へり、彼得曾てエルサレムの神殿を步みをりしに生來の跛者美と名けられたる門にありて彼得と約翰に施濟を乞ひける時

ペテロ、ヨハネと共に熟々之を視て曰けるは我儕を觀よ、彼れ得ることを有んと意ひて彼等を見つめたりペテロ曰けるは金銀は我になし、唯われに有ものを爾に予ふナザレのイエスキリストの名により起て行め、遂にその右の手を執りこれを起けれは其足と踝たゞちに健勁なりて、躍立かつ行めり、踊あゆみ神を讚美しつゝ彼等と共に殿に入ぬ

と、我に金錢なし、ナザレのイエスキリストの名により立て步めとは眞正慈善事業の方法を示したるものなり我に金錢なしとは慈善を爲すに金錢を施すは策の得たるものにあらずしてナザレのイエスキリストの名により

立て歩めとは被救助者に實力を與へて永久に自動せしひる所以を曰へるものなり、慈善の一方法として金錢を施與するとは忽ち非難すべきにあらずと雖慈善を爲すに金錢を施與するは最上の策にあらず、金錢を與ふるよりは職業を與へよ、職業を與るよりは敎育をせよとは之が慈善を爲すの優劣を示したるに過ぎず、ペテロ若し跛者を救助するに金錢を以てせば其慈善や一時の救濟たるべしと雖も跛者をして立たしめたればこそ、その慈善や永久たるなれ、故に最上の慈善は被救助者に實力を養成しひることにして其實力を養成する所以は敎育せざる可らざるとなり、これ吾人が爲さんと欲する眞正慈善の方法たらずんばあらず、慈善に勞作のなくてならぬことは兵士に訓練のなくてならぬことと同一なり、其故に歐米の慈善院には必ずや勞作の設備なきはなし、何故に慈善院には勞作を要するかと云ふに人は片時も遊情に經過すべからず人をして遊情に經過せしめざらんと欲せば必ずや勞作せしめざる可らず曾に遊情に經過せしめざる而已ならず、慈善院に勞作の必要なるは出院の後習得したる工藝を以て生活せしひるにあり、然ば即ち慈善院に勞作の必要なるは全然敎育したるにあるや明かなり、現今我國に行はるゝ慈善院の勞作（インダストリー）を見るに勞作は一躍して商業（コンモルス）となるに至れり、或は米を商ひ、或は薪炭を賣る等其種類一にして足らず、我國にて慈善事業をなすの難きは之を歐米にて爲すの易々たるが如きにあらずと雖慈善院にて商賈を爲すは危險の甚しきものなり、何んとなれば、商賈は利得を先とするを以て又時には損失を醵することあり、故に慈善院にて商賈をなすからには利得をすることあれば又必ずや損失を來たすてふとあるは數の免かれざる所なり、一朝慈善院にして損失を來さんか何を以てか其損失を償はん、果して然らんか天下の義捐家に對して申譯のなき次第ならずや、若し在院の生徒（インマーツ）をして商賈になさんと欲せば先づ彼を丁稚として商家に入べし、慈善家たるもの何を苦んでか自ら算盤を手にして以て賣買するの必要あらんや、我國に於ける慈善事業は未だ以て正當に解釋されず吾人は如何なる方法によりて慈善を勵行せんかとは須らく熟考と經驗を要すべき一大問題たらずんばあらず、吾人は吳々も慈善事業に商賈的分子の加味せらるゝは素より最上の策たらざることは、既に業に之を知れりと雖如何せん數十數百の貧兒我院にあり而して之が數の比例に應じて義捐する者天下に少なし以之止むを得ずして慈善事業に商業的分子を加味するなりと謂ふ勿れ數の多きを、抑々慈善家たるものは幾人幾百人を必ずしも救助せざる可からずとの約束は先天的に有せざるなり、出來能ふだけの力を以て數人若くは數十數百を救はゞ之を以て滿足せざる可らず、必ずしも幾何を救はざる可からずとの約束は先天的に有せざるなり、其故に汝の手腕にて救助し能ふだけの數を以て滿足せざるべからず、然らば即ち必ずしも數の如何に關せざるや明かなり、

吾人は慈慈を爲すの方法として玆に推薦すべき一問題あり即ち慈善事業に於る同盟會是なり、之を亞米利加に質すも之を歐洲大陸に見るも苟も文明國の體面を保持せん國ならんには必ずや其國に慈善事業を奬勵する一大機關として慈善同盟會なるものなくんばあらず、而して或は一年に一度若くは二度之が集會を催し官にあると野にあるとの別なく同一の目的及同一の場所を期して斯業の經驗と智識と交換するなり、北米合衆國には「國立慈善大會」と稱する會同ありて年一回一定の場所に會合して斯道の進歩を圖れり、ホーランドには「國立社會改良會」なるものありて均しく又斯道の進歩を圖れり、吾人は我國にも如斯大會を見んことを欲すれども利己的民人の多き我國には到底刻下に如此美擧を見る能はざるべし、以是先きに主の召を被りたる兄姉

の內慈に志厚き士を我帝都に一年一回會合して斯業の智識と經驗を交換せんことを欲するなり、此種の會同にして開設せられたらんには我黨の慈善事業に裨益すること少からざるべし、若し吾人をして如此會同に於て執行すべき事項を言はしめば

第一　各慈善事業の報告
第二　慈善事業の理說（演說及論文の朗讀）
第三　我黨の慈善事業に關する共傳的運動（即ち互に氣脈を通して協力すること）
第四　每月若くは二ヶ月に一回慈善雜誌を發行すること、（必要あらば）
第五　大會每に必ず演說、論文、談話、報告を輯集して年報書を發行すること
第六　歐米に行はるゝ如き慈善名鑑を編製して同人間の利便に供すること
第七　東京に本部を設置して一切の事務を處理すること

等は少くとも爲さゞる可らざることたり

吾人は慈善事業に關して論ずること本文を以て第六回に及たれば一先つ茲に擱筆すべし、慈善事業は將來に於ける一大難問たれば適切の方策と十字架的の精神を以て之が解釋に當るべきは、吾人信徒たるものゝ特權たるを知らば愛讀者諸君は該問題につき充分の攻究あらんことを希望して止まざるなり

◉再び奉教の念に就き

藤吉習教

想起す今を去る數年前斯業の盛なる振然駟馬猶ほ及はさるの姿を呈す從て吾人か職責たる敎誨事業も又大に眞面目に全國有道の士か熱誠凝て築地本願寺別院に會同以て斯道の眞理を闡究せられたるを該會の効績として其議決の現行せらるゝ者又尠なきに非らさるなり當時小河事務官斯業の重要なる所以を敷演せられ且つ言ふ敎誨は石田に奴隷を期する者須く難行苦行を覺悟するにあらされば焉んぞ其職に堪へんと氏の高言をして益々明確ならしひる如今斯界吾人固に慚愧に勝へさる所ありて存するなり爾來斯界の振はさると多年鳴々衰頽たらずんば眞に敎誨師たる能はさる乎何ぞ其勞の多くして其蹟の擧らさる爾く酷しきや予輩每に思ふ苟くも入監者にして奉敎思念の存せしもの若しくは良性の萌倪たに露はさんものは之れを扶育開發し以て矯正感化するに難からすと故に個衆か斯性探査に重きを置く換言すれば身分帳裏の奉敎思念て5四字は敎誨事の金科玉條とする所なりと雖這般問題たる抽象的事項に屬す物質的事實により其眞相を捕促するの難きは、識者決して之を咎はす身分帳裏奉敎思念の解區々一律に出てさると亦所由ある哉總へての敎誨師は其主管身分張につき或は奉敎の念ありと書し或は奉敎の念なしと記する恰かも符を合せし如くなるも一步進んて何か故に斯く視察せらるゝやと問はゞ其應決して一樣に出てす然れとも其結局に至らば個囚は如斯行爲あり個囚は如斯言辭をなす故に予は唯た斯く信するのみと言はんより他あらさるへし何せかとなちば囚人か抽象的心狀の如き唯だ吾人が觀察吾人が理想により案を斷するより他なく亦此斷案に對しては設令天柱折れ地維碎くるも之れを保証し能はさればなり之れを保証し能はす之れを人に强ゆる能はさるの觀察唯だ吾人が考査試定に供せんのみ他者信否の如きは予輩が職責上に於て寸毫の影況之れなきなり

然れとも他人之を閱覽するに當り絕へて吾人か所信吾人か觀察に依傍する所なからしめば靈活なる此四字をし

て遂に無意味のものたらしめ吾人亦斯界の狀態を觀察するに不便少なからざるを知る是れを以て此四字に對する各教諦師諸賢の意嚮を一定する所あらんとして本誌の余白を借り普く有道の士に圖りしに二十有余の同志諸君子より親しく其高見を寄せられぬ本誌百十六號に於て織田信行君大に同情を表さる予輩爲めに又得る所少なからず故に不才敢て再び管見を縷述せざるべからざる場合に至れり諸君子請ふ之れを恕せ

抑も奉教の念とは普通教訓を奉ずるの言か將た宗教を信仰するの念慮を指すものなるか果た單に宗教思想の存否を指すか否か又其思念は單に現在を尋ぬるか果た未來的意味をも含畜せらるゝや否やは蓋し當然起らざるべからざるの疑問なるべしと雖吾人の所見を以てすれば唯普通教訓を奉するの謂にあらず又單に宗教思想の存否を示すものにあらずして各個囚が信仰する宗義に少くとも其身命若しくは精神を依賴する念慮の存するものを以て奉教の思念あるものとなし其時に關する疑問に至りては必ずしも現在に限らす又未來的意味を含有せらるゝものとなす

即ち必ずしも宇宙に絕對無限の勢力存在（所謂佛教の佛なるもの基督教の神なるもの）するを認め之れに依り安心立命せんとする念慮あるや否やを問はざるなり之れを以て偶囚の奉する所若しくは奉せんとする所のもの多妻宗なると切支丹宗なると羅馬教なるとキリシヤ教なると若しくは蓮門教なると天理教なるとを問はず苟くも之れが信仰を有し若しくは歸依せんとするものは身分帳の所謂奉教の念あるものとなす略言せば其思念の現在未來を問はず若しくは其宗教の多神教なると一神教なるを問はず是れに關し多少依賴心を有するものを以て奉教の念慮あるものとなすなり奉教の念に干する多數有道の士か高見亦茲にあるが如く爾り然して如何なるものは果して如斯信仰を有するものとなすに足るや換言せば是れ等囚人の信仰を側知する尺度如何殿令抽象的心の狀態確然斷すべからずと雖概般の觀察は物質的事實により必ずしも定め難きことにあらざる可し之れを以て吾人左の二大標準を立てしに

(1)奉教の念あるもの

生家傳來の宗名若しくは自己の歸依せし宗旨を知り常に神佛に對し至當の禮拜をなすもの

(2)奉教の念なきもの

生家傳來の宗旨を知らず若しくは自ら歸向せし宗旨なく更に神佛に對し敬禮をなすの意なきもの

織田信行君其高見を示されて云ふ奉教心有無の標準たるべきものは神佛等に對し或る希望を有するや否やにありと君や其他吾人が語尾を追究論難さるゝ所ありしも貴重なる本論の骨髓を論するに於て寧ろ價値なき語尾の辨明をなさず直ちに其標準につき比較研究せんに君か標準は簡短明了頗る吾人の意に適す否な吾人の見解は寧ろ此にありて存するも唯た凡俗に解し易からんを欲せしか故少しく說明的に涉りしか爲め却りて語尾上に疑惑を起され標準中の字句を分離して論難さるゝに到りしは吾人今に於て遺憾とする所嗚呼生家傳來の宗義若しくは自己の歸依せし教旨を知り且つ常に至當の禮拜をなすもの換言せば自家の信仰する神佛に對し禮拜をなすもの即ち佛に向て南無阿彌陀佛を稱ふるもの天に向て主憐めよを叫ぶもの頭を低れ神を呼び基督を招くもの何が爲めに斯く其聲の痛切にして其狀の正肅なる我國の佛教徒に於ける若しくは國家の存立と其運命を共にする佛國其他歐洲の基督教徒に於ける多くは習慣的遺傳的之れに歸向するのみ其歸向の習慣遺傳なるを問はず苟くも念佛を唱へ神を呼ぶもの豈に其精神界を支配さるゝ所なくして機械的に虛僞の禮拜をなさんや物質的合掌拍手の際は其願望の高潔なると卑野なるとを問はず抽象的信念の浩如たる之れを推知するに於て余りあらん果して

然らば或る例外を除くの外神佛の禮拜は其者の願望に連伴する行爲と見て不可なく其行爲あるもの信仰の存すへきは炳然火を見る如きとなれば禮拜行爲を以て信仰の尺度となす決して由る所なきにあらずして必ずしも禮拜の理由を問ふを要せざるべし依之觀之語尾上の爭は兎に角吾人か管見と織田君の高見と遂に同一論結に歸すべきを知る然るに織田君自ら消極的なりと論逃せらる吾人今に於て其理を探ぐるに苦しむ知らず君猶は異見存せらるゝや否今や這般の解釋は略ぼ同一轍に出でしを知ると雖吾人は此筆を收むるに當り最後の打擊を與へざるべからざるは本誌百十六號に於て予輩に敎示せられし匿名者の文旨是れなり文士苟くも一著述により其名を表はせし者に非ざれば匿名により其人の何人なるかを推知する容易のとにあらず從て其所論の傾向を見る又易からざるなり故に文壇上如斯者を以て所謂無名の雜兵として論戰を避く然れども予輩は至誠邦家の爲めに斯道の眞理を攻究するもの門守る犬にさへ名を知られざる者と雖說の採るべきあれば之れを聽き其冷嘲熱罵又甘んじて之れを受けん正々堂々名乘り出でゝ論戰する能はざる匿名者貴ぶべき奉敎思念の標準の題目に於て在仙臺藤吉か云々漫然文字を排列し其要に曰く奉敎思想の有無を探ぐるの尺度は各宗聖敎の所判たる眞正的信心是れなりと嗚呼何等の冗漫讀み去り興趣索然更に些の感銘たに得るなし吾人は信仰心の有無を判する尺度を問ひしに匿名者は直ちに信仰心を以て信仰心を計るの尺度なりと應ふ所謂評象の群盲とは是れ等の謂か水波の關係を知らざるもの以て斯問の公論をなすに足らず呼々匿名者が其勢は謝すべしと雖と云へるの辭吾人未た之を受くるの名譽を有せず幸ひ更に眞正の武器を以て攻め來れ區々語尾は吾人の敢て關せざる所百錬の寶刀斯業に捨つる敢て厭はざる所嘻々

◉判任巡閱官の出張に就て佐原生に答ふ

在東京　洋々散士

散士曾て監獄雜誌第九卷第二號に於て、判任巡閱官に就てと題し判任官と雖ども內務大臣の命を受けたる以上は、巡閱官たるの効力を失はざるを以て、之を所遇する宜く巡閱官を以てす可き旨を論じ、末段に至て判任巡閱官は感情上其の他萬端に不都合の點多々あることを信ずるを以て、此の事に就き他日詳論す可き事を約し、其の後本誌第百十七號に至て判任巡閱官の出張に就てと題し、其の不可なる點を列擧し以て前約を履行したり、然るに佐原生なるもの監獄雜誌第九卷第三號に於て監獄巡閱を勵行す可しとの一文を揭げ、散士が前日の二文に對し大に駁擊せられたり、散士は未だ佐原生の何人なるやを知らずと雖ども、屢玉稿を監獄誌上に寄せらるるを見れば蓋し斯道の熱心家たることを疑はず、故に散士は此の駁擊に對し謹で感謝す、然れども往々散士が前日の二文を誤解せられたるの點多々あるを以て一言之を辯せざるを得ず、而して之を辯するに先ち特に君が附言を以て散士は往々激論を唱ふる僻あり云々の一言は尤も散士の銘肝する處なり、散士は從來筆硯の爲め屢奇禍を蒙りたることあり、故に將來充分注意せんと欲す、然れども散士は心に思ひ心に感じたることは到底默祕することを能はざるの性質を有す、故に再び爰に採筆するの止むを得ざるに至れり君幸に之を諒せよ、君曰く目下の處事務官にして監獄を巡閱することを能はずんば寧ろ監獄の巡閱を廢す可しと云ふに至ては前顯の如く、國庫支辨にならざれば監獄改良の事業は其の効なきを以て空しく時期の至るを待つに若かずと云ふに等しき論法にして、到底疎暴たるを免れず云云と嗚呼是れ君が散士の前文を熟讀せざるの過なり、何となれば散士は監

獄事務官にして出張する能はざれば寧ろ監獄巡閲を廢す可しとは論述せず、散士は現今監獄事務官は官制上一人なり此の一人の事務官を以て毎年日本全國の監獄を巡閲するは甚だ難事なり、故に屬官等を隨行して巡閲するは固より可なり、尚止むを得ずんば監獄局判任最高級たる課長を以て巡閲するは、尚一歩を讓る可しと論じ、散士が主として不可なりとしたるは雇員又は判任最下級の者若くば監獄局以外の屬官を以て監獄巡閲官と爲すは斷じて贊同を表する能はずと論せしに、君は殊更に散士が說を針小棒大に敷衍し以て散士が絶對的に監獄事務官にあらざれば判任巡閲を廢す可しと論じたるが如く作爲して論せしは實に君が意那邊にあるや散士疑なき能はず、次に君は散士が感情上其の他萬端に不都合の點多々あることを信ずるを以て後日詳論せんと云ひし、一句を捕へ來て曰く其の不都合ある點を說明せず故に理由なきは事實なきに等しきとの格言ある如く、余は其の不都合なしと認めざるを得ずと、是れ實に散士の解する能はざる處なり、散士は既に他日不可なる點を論述す可き旨を約し、本誌に於て巡閲官の出張に就てと題し四個の不可なる點を列擧せしにあらずや、君は既に之を一見し後段に於て駁擊を爲しながら不都合ある點を說明せず云云とは何たる妄言ぞや、次に君は亦散士が時としては內務屬一人個として巡視することあるを以て、當局者は豫め巡閲官として巡閲せらるゝや否を確むるの必要ありと論じたるに對し、內務屬が巡閲官として出張し又は或る用務を帶て巡視することあるも皆官命に出づるを以て、決して一個人にあらず或は嘗て散士が埼玉縣監獄を參觀したる場合の如きを內務屬一個人としての巡視と誤解し居るに非るなきかと恰も兒童に敎示するが如き駁擊を蒙れり、君が所謂內務屬が官命を帶びて巡視する場合は凡て一個人の資格にあらざることを辯明を要せずして瞭なり、散士が所謂內務屬一個人と云ひしは單純の一個人とは異れり、散士が殊更に內務屬一個人と云ひしは巡閲官の場合とを區別せんが爲めなり、

即ち巡閲官の名義にあらずして官名を帶び內務屬として巡視する場合を云ふ、故に散士は殊更に內務屬一個人と云へり、換言すれば巡閲官にあらざる內務屬の巡視を意味したり、決して散士が埼玉縣監獄を參觀したるが如き一個人の場合を指して內務屬一個人とは云はざるなり、故に散士は單純の一個人にあらざることを示すが爲めに殊更に一個人の上に內務屬の三字を冠したり、此場合に若し豫め之を確むるの必要なしとせば內務屬が內務大臣の命に依り、或る用務を帶びて巡視する場合も尙其の內に巡閲官なる資格を包含し居るものと君は思考せらるゝ歟、當局者たるもの巡閲官の出張に就ては在監人に告知する等其の他種々の必要あるも巡閲官の資格を有せざる時の內務屬の出張は是等の必要なきを以て、從て其の待遇を異にせざる可からず、今之が一例を揭ぐれば本年一月內務屬野村龜藏氏が彼の群馬縣監獄署へ同署監獄書記杉原錂太郎が官金費消事件に關し出張したるが如きは是なり、然れども右內務屬一個人との文字は散士が不文の結果文意の盡さゞる所ありしを以て君をして此の誤解に陷らしめしものならん依て爰に詳述し君が惑を解く、次に君は散士が前日本誌に揭げたる判任官の巡閲に伴ふ弊害に就き詳細駁擊せられたり、曰く散士は現行巡閲官の規則を知らず巡閲は官吏の勤務方法等を檢察し復命書を作り改良の意見あるものは案を具し內務大臣に差出すに止り、典獄の非を摘發するを以て目的とするものに非ず、又注意事項を示すに及ばず亦典獄の職權內に屬するものに對しては喙を容る可きものにあらず云云と、散士は明治二十六年十二月十五日官報登載の監獄巡閲內規の外巡閲官に就き如何なる內規又は規則あるやは局外漢なるを以て散士之を知らず、然れども該巡閲內規第六條には監獄を巡閲するときは檢束、作業、敎誨、賞罰、衛生、經濟、其の他全般の事務及び官吏の勤務等を嚴密檢察するものとすとあり、又第七條には巡閲の官吏は視察事項に就き復命書を作り改良の意見あるものは、案を具し內務大臣に呈出す可しと

規程しありて、君が云ふが如き單に官吏の勤務方法のみに限らず、全般の事務に喙を容るゝことを得るや明なり然るに君は典獄の職權に立入ることを得ず、又典獄の非を摘發し注意事項を示す能はざるが如く巡閲官の權限に就き非常の制限を加へられたり、然れども巡閲官の職權は決して君が云ふが如き狹隘なるものに非ることは右巡閲内規第六條を見るも明なり、見よ監獄内に施行し居る諸般の事務取扱其の他百般の事柄殆ど典獄の職權内に非るは無し、然るに糸毫も典獄の職權内に喙を容るゝことを得ずと云はゞ殆ど巡閲官は外觀的監獄の視察を爲すのみにして、巡閲の趣旨を貫徹する能はず、巡閲官が果して斯の如き狹隘の職權の外有せざるものとせば殆ど巡閲の効果なしと云ふも不可なし、巡閲官なるものは決して斯の如き狹隘の職權に非るものなり、然るに佐原生は表面正々堂々散士が説を駁撃するが如く假裝して、其の裏面に於ては却て巡閲官の職權に制限を加へ他日判任巡閲官出張の節典獄職權内に毫も喙を容れざらしめんとす、散士は實に君が狡猾なる手段に一驚を喫せざるを得ず、次に君は散士が列擧したる弊害に就き而も内務大臣の命を受け監獄を巡閲する官吏に在ては、斯る不都合を働き其職務を辱しむるものなしと確信す、若し之れあらばそは内務大臣鑑識を誤りて命じたると其官吏の惡きとに坐するのみ豈に判任巡閲官に伴ふ弊害ならんや、然るを絶對的に判任の巡閲は弊害あるもの、如く推論するは甚だ苛酷なる議論云云と然れども散士は絶對的に判任巡閲は不可なりと論述せざることは既に前述したり、而して散士が列擧したる弊害は散士の假想したる事實なるを以て、固より適中せざるあらん、殊に君は現今監獄局在勤の者は所謂英雄の下に弱卒なしと云ふが如く、上に小河君の如き博學多才の士あるを以て、從て其の股肱たるもの皆當代知名の士、斯の如きこと無きは散士の確く信ずる處なり、然れども巡閲せらるゝ處の監獄當局者に於ては或は散士が想像したるが如き感情を懷くものなきにしもあらざる可し、若し是をしも絶對的に無しとせば、判任巡閲官に就ては何等の弊害も無きを以て判任巡閲官の存置を冀望せざるを得ず、然るに君は判任巡閲に就ては些少も弊害のある點を摘指せず、果して些少の弊害なしと信せば君は何故に監獄巡閲は監獄事務官を增員して巡閲規則の改正を速に斷行せられんことを冀望せられしや、又目下の處にては巡閲は判任官にして止ひを得ざる云云の語を發せられたるや、散士は敢て止ひを得ざるの理由を聞かん、寧ろ散士は君が論旨に依れば判任巡閲官の存置說を説かざりしを惟ひものなりと云爾

附言、佐原生は判任官の巡視は單り監獄のみならず縣治上にも警察上にも亦是ありと、散士は決して判任の巡視を不可とするに非ず、只散士が不可とするは下級判任官にして巡閲官として巡閲するは不可なりと云ふにあり故に巡閲官なる資格を有せずして單に官命を帶び府縣監獄を巡視するは散士の贊同を表する處なり君幸に散士が論旨を誤解する勿れ

◉囚人と毒蛇

在空知　佐村覺四郎　述

動物の最も劇烈なるものは毒蛇の咬傷是なり爰に記述する實驗は余が往年北海道山中に永く職を奉し殊に各集治監を經て其毒蛇の研究を竟ひるに到りたるは何の賜か恐くは北海道の賜なり元來動物は身の死を免れ永く生息せんとするは所謂動物の天賦にして一として死を好ひものにあらず宜なり囚人として殊に此態あるは常にして囚人殊に徒刑は刑期間永く十年を出で苦役の爲めに身躰靈々疲勞するは囚人元より好ひ所にあらず囚人の身

体強壯葉として常に神とも稱ふべき只一の得物は毒蛇即ち世俗に云ふ眞虫（マムシ）是なり故に囚人は眞虫を觀れば神速之を捕ふるは殆んど常習と云ふも可なり爰に記するは去明治三十年六月十七日空知外役先に於て野草殊に雜草繁茂中の徑道路通行時に遇然一の毒蛇顯はれたり其一速時に已に徒刑囚の見認る所となり之を捕て蛇の背部は左手にて持すると仝時に蛇の名高き鎌首は反向して左手拇指背に咬傷す徒刑囚元より之を意とせざるも他人の誡むる所となりて不本意ながら之を草中に投ずと云ふ此毒に中て遂に不幸に陷りし囚人は九年九ヶ月間の刑を執行中在監六年八ヶ月年齡三十七年躰格上等躰量十八貫夂を有し網走分監閉監後押送せられたるものにして此囚人は特性として蛇を好み蛇を食する其度を知らずと云ふも咬傷せられたるは此回のみなりと左に毒蛇に就き研究したる二三の記事を蒐集して將來囚人と毒蛇の關係を誡むと爾云

（一）時期　時期は初夏六七月の候野草綠色繁茂する中に於て地中より動き出て生草の間に生活す

（二）居所　古き大木の朽ちたる下に其穴を有して多眠す土地は乾濕中等の場所に多し

（三）群集　常に三四疋を友連し一あれば必ず二三を認むると多し

（四）嗜好草　常に芥（ヨモギ）、七ッ葉、歎冬（フキ）の生茂する間に多し

（五）禁忌　萩（ハギ）は蛇の禁物にして萩のある所には必す生活せず古老云ふ眞蛇の毒を除くは一大奇効として萩なり牧草を刈らんとせば鎌の柄に萩を用ば殆んど眞虫を除くと云ふ

（六）特徴　毒蛇の尾端には必ず劒あり劒は生躰に顯れず此物尖端鋭利にして刺入器なり上皮は茶褐色にして上層を脫して中は白色なり此白色部の研究は後日に讓る上層茶褐色の部は白色部の鞘にして最も硬固なり口に掛歯あり前にありて上下各二歯にして歯間に一の唾腺を有す此唾腺より分泌する唾液こそ此毒蛇の特有諸身器惟一の物なり掛歯の內面に溝あり溝は唾腺に通ず奇なる哉

（七）毒素注入　咬傷せば掛歯刺入して直ちに毒素を注入す驗毒之に比較物なし只一の青酸ありと云ふべき歟

（八）咬傷部　咬傷部は掛歯の小なると共に元より小にして若し仝部に出血なかりせば傷所小にして實に觀察するを得ず出血の一小點を認めて傷所を察するに止るのみ豈驚くに足るべし

（九）咬傷後の特發　傷後二十分內外に於て頭重眩暈腰部より足部指端に至る迄痲痺を自覺して一步も進行するを得ざると共に卒倒一時人事不省に陷り仝時に嘔吐下痢咳嗽吐血皮膚紫藍色を帶び血行緩徐にして舌は所々に淡紫黑色の斑点を認む言語は苦悶中語通せず（烏頭即ち双蘭花是れ北海道に野生する毒草）にして此中毒は舌痲痺して言語通せず烏頭の中毒と鑑別

吐血劇烈下血甚し肛門開放す肺部の打聽診に異徵なし鼠蹊腺甚しく腫脹して之に觸るゝ中は劇烈なる疼痛を訴ふ全身各部を物体にて觸るゝときは甚しき疼痛を訴ふるも咬傷部を深く截切するも更らに感知せず是れ痲痺あるが爲ならん腟孔に異狀なし結膜稍や充血す口唇淡紫藍色を呈す腹部は疼痛あり死前に頻して暴下痢を來し殊に多量の血液を下血す

（一〇）死期　咬傷後六時半を經過す

（一一）死因研究　死因の第一重なる起因は血行障害にして心臟の痲痺にして第二は吐血下過量の爲め腦の貧血ならん死前の脈搏は緩除にして皮膚の血行著しく鬱血の徵症を有す

（一二）死体檢案　死体は死斑多く仝身は膨大にして皮膚大に緊脹す胸腹部殊に甚し舌は周緣に黑点を認む口鼻共に血液固着す肛門の開張殊に甚し食物生穀の儘血液と混じて流出す鼠蹊腺は著しく膨大し諸小腺

共に膨脹を認む爪色殊に鬱血色を呈す

（一三）吐物檢索　吐物は血液と食物の混合物にして米麥の他は悉く千倍の顯微鏡下に照すに植物組織と血球の他に異物なし

（一四）死体解剖　中止遺憾の極なり

（一五）中毒物實体　異物研究（畧す）

（一六）治療法　凡ての蛇毒には稀薄の格魯兒石灰溶液或は格魯兒全溶液を加ふれば毒性消失す故に救急治療には格魯兒石灰溶液を以て咬傷部を洗滌し創部の上部を結紮し且つ同液を注入す又近來の學說に由れば抗毒性血清を直に其の二〇、〇乃至三〇、〇瓦を腹部皮下に注入すれば奏効確實なりと

雜　錄

◉典獄會議の期日

（議會閉會後）

典獄會議は是非共本年內に開催せざる可からずとの意見は既に本省に於ても決定せられたるかの如く聞きしが、初めは議會開會前即ち五月一日頃より開かるゝ內議さへ起りたる旨なりしも、都合ありて議會閉會後となりたる由、さすれば六月下旬か或は七月上旬なるべしと謂ふ

◉在監人の食糧

（下白米のみの給與）

物價騰貴の結果　麥と下白米との間に非常なる差異を來し、麥の方遙に高價なるときは監獄則第二十八條に所謂麥に乏しき地方と同一視し、內務大臣の認可を得て、下白米のみを給することを得べしと謂ふ

榮代の壹錢以下は今日各地方何れも困み居ることなるが、今更別に良手段もあらず、牛豚骨の煮しめ、農作地の擴張抔を以て先づ一時の補給を爲すより外途なかるべし、併し是は早晩改正せらるべき要點なりと云ふ

警察留置場の食費すらも改正せられたる今日なれば、在監人の食費榮代の改正は實に目下の急務と謂ふべきなり

◉押丁の俸給

（八圓以下は依然たり）

押丁の俸給は明治二十七年一月內務省訓令第一號に依り四圓以上八圓以下にして其の當時に在ては看守の俸給は八圓以上なりしを以て其の間の權衡を失するとなかりしと雖も、今日は最早九圓以上となりたるを以て、押丁俸給も亦九圓以下と改正すること至當なるに似たり、然るに今日此輩の及はれざるは如何、定めし多少の理由あることならむ、兎に角押丁の俸給改正せられざる以上は、依然月俸八圓額に上らざる日給と爲さいる可からず、物價の騰貴薄給の困難はさもあることなるが、之が爲めに訓令を枉ぐるは穩かならざるべし、聞く所に依れば日給貳拾七錢抔と謂ひ八圓額以上に上るの俸給を支給するの府縣ありと謂ふ、故に老婆心ながら玆に一言す、然し此事に就ては不日其筋に於ても五圓以上九圓以下に改正せらるべしと謂ふ

◉看守考查規定に依れる任用方

（三年以上勤續にして精勤証書を有する者）

看守考查規定に依り看守長書記に任用せらるべき者は、滿三年以上勤續にして精勤証書を有する者より試驗を經て任用することなるが、さて精勤証書授與規則に依れば、精勤証書は必ず滿三年以上勤續の者に非ざれば授與することを得ざるを以てこの「三年以上勤續」の文字は一見恰も贅字に過ぎざるが如き感あり、然れども斯く考查規定に規定せられたる以上は何か其間に理由なくばあらず、故に三年以上勤續して精勤証書を有する者と單に精勤証書を有する者とは左の點に於て差異あるもの、如し、例へば精勤証書を有する者一旦退職し再び看守に任用せられたるときは考查規定に依り、受驗の資格なき者なれども、若し單に之を精勤証書を有する者と解釋するときは、是等の者も倘受驗の資格あるものと謂はざる可からず、其の當否如何の問題は別論として解釋論としては强ち不當にもあらじ、三年以上勤續の數文字を冠せられたるは恐らくは事實の上

に於ては以上述べたる例の外他に何等の差異なかるべし

◉押送物品の保管轉換

（別に會計上の手續を爲すを要す）

押送者に托して物品を送付するときは送致金品目錄を添付すべきは勿論なるも之に依り各押送官署の印を徴するに依り自然保管轉換の手續を了したるものと見做し別に轉換の通知を發し又領収證を受くるに及はざる義と解する向もありしが、此送致金品目錄の受領証は唯一片の受取書にして、會計上有効のものに非ず、且又發送官署に保存すること能はず、被押送者と共に轉轉すべきものなるを以て夫の法律上有効なる証書と同一視すること能はず、故に別に保管轉換の手續を爲し其の領収証を徴すべきこと勿論なりと謂ふ

◉監獄學校開設の計畫

（本年十一月頃より開設せらるゝならひと謂ふ）

當局に於ては警官幷監獄官を養成するの必要あるを感じ過般來その計畫に就て評議せられたる趣を聞きしが愈々その評議一次臨時議會に費額を請求する筈なりと云ふ、而して該費額は先づ以て十一月より開設の見込にして、外國人三名を備ひ以て教官と爲すの都合なり、機關は人を俟て運轉す、實に目下の急務は人材を養成するに在り、我輩は政府の此擧あるを大に賛成せざるを得ず、然るに唯一事の憂ふべきものあり、政府對議會の摸様は如何に、國家の經營は何事も私黨感情の爲に蹂躙せらるゝ傾あるは嘆はしき至なり、我輩は斯かる惡議を夢みるには非るも例の筆法よりせば恐らくは該費額も或は不成立に終らざるなきか

◉臨時議會への提出

（監獄局幷に教務所の費額）

臨時議會へは監獄費國庫支辨案幷に建築費國庫補助法案は提出せられず、唯新設の監獄局の經費と教習所の經費とを要求する筈のみなりと謂ふ、兎角感情の世の中、議會の摸様如何にかあらむ

◉工錢の料定

（成るべく頻繁なるを要す）

獄務概則第五十五條に依れば三箇月に一回は工錢を料定すべき筈なるに往々緩漫に流れ、諸物價の騰貴せし今日、依然舊時の廉價時代の如く工錢を高めざるを以て從て購求食物に影響を及ぼすに至らむ、一面受負人彼等には奇利を占めしめ、囚人には不利を來さしむること抔は治獄家の宜く注意せざる可からざる要點なり故に成る可く此際工錢の収入額を高むるの方法を採ること最も肝要なり

◉世上の監獄問題

（二つながら非なり）

外國人殊に神戸在留の外國人は縱令條約締結せられたりとも雖も、日本裁判制度に於て保釋を得ることの困難と監獄過囚法の欠點とを以て一の武器と爲し條約の實行を延期せざる可らずとの意見を發表し、特に外國人の爲めには特別の處遇を施こすを要す抔と威嚇的の言語を以て外字新聞に掲載せらる

而して之に對して或一部の新聞記者は曰く外國人に對して待遇を異にするは非なり、我法權の下に屈從する外國人は日本臣民と同じく共に同一の待遇を施すべきなり云々と

此二個の表裏反覆したる意見は共に近時外交上の問題として社會に重要視せられ、論難攻撃、一時は中々に熾なりき、然るに今此事に就き先輩小河岳洋氏の意見を聞くに頗る正確肯綮に中るものあり、則ち氏の意見は是れ二つながら非なるものなり、監獄内に在ては眼中唯個人的待遇を主とすべきのみ、人種の黄白を問はざるなり、宜くその風俗習慣を顧みて待遇を異にすべきなり、宜くその風俗習慣を顧みて待遇を異にするは個人的の關係如何に在て存す、故に外國人たりとも多年日本に在留し日本の風俗習慣に慣れたる者は須く日本人同樣の待遇を爲すべく、而してまた日本人と雖も外國に在留すること久しき者抔は外國人と同一の處遇法を行はざる可からず、要は個人的の關係如何に在りて外國人と日本人との間の問題にあらず云々と謂ふに在り、是れ誠に至當の議論と謂はざる可らず、我輩は氏の意見に徹頭徹尾同意を表するものなり

◉教育の普及と犯罪人

（某監獄學者の談）

刑法を改正し犯人處罰の理由を研究し以て犯罪の續出を禁遏せんとするは誠に然るべき次第なれども監獄事業實際上の經驗に照す時は其の効力薄弱なるのみならず場合に依りては却つて增殖助長する事なしとせず、最も其効力の完全なるは諸般社會事業の協力に在るなり此方面に於ては宗教の力頗る大なるものありといへども就中教育事業の如きは犯罪の消長と密接なる關係

を有するものにして統計者エンゲル氏の如きは教育の普及を以て犯罪防遏に對し刑罰に勝るの効果あるものと斷言せり、今我國現在の入監者に就て見るも二三例外を除くの外は一般に眼に一丁字なく其の幼時に於て家庭教育及び學校教育を缺ける者に限ると斷言するも敢て過言に非ず、故に今日に於ては之を明治の初年に比すれば或は犯罪者の數を增加するあるも是れ只警察權の彰脹を來したると裁判の明確なるが爲め犯人の其跡を晦ます能はずしてそれ〳〵就縛せらるゝが爲のみにして整備せず只其末なる刑罰にのみ重きを置くは過ちなり、今試に世界に於て教育の最も能く普及せりと稱せらるゝ普國監獄に於ける最近調査に依れば入監中完全の教育を受けたるもの百分の九にして普通の教育あるもの百分十七又不充分ながらも多少の教育者百分の三十三に該當する割合にして所謂教育の不充分なるものとは無教育者と同一視することを得るものとすれば百分の七十四までは教育の恩惠に浴せざるものなり以上一般教育普及の完全なる國に於ても此の如し況んや新式普通教育法なるもの〻行はる日猶淺き日本に於てをや犯人の多數の無教育者なる事は理論に於ても實際に於ても明かなり、されば犯罪防遏の最良手段は教育の普及を圖るに在りて徒らに法文の末葉等に汲々たるは甚だ感服する能はざるなり故に國家經營の上に於て教育の普及は之が幹根たることを忘れずして文部省に於て大に教育普及策を講ぜざる可からず宜しく大英斷を以て授業料を全廢し他の方法に依りて之れが維持改良を計り以て教育界の刷新を圖ること目下の急務なれとは某司獄官の談

◉懲治人に對する社會觀

（社會は何ぞ酷薄なる）

一兒童あり、背に孩兒を負ふ、孩兒何故か悲鳴叫號已まず、兒童之を煩としその叫鳴を止めしめんことを欲し、思はずも手を以て孩兒の口を蔽ふ、爲めに孩兒終に非命の死を遂ぐ、而して兒童は懲治期を言渡され入場の身分となりぬ、兒何等の不幸ぞや、每日四時以內教育を受くるの規程あるも是さへ實行せられず、自己の受くる懲戒の程度は恰も刑の苦痛に等しく、僅かに三四年の期間を過ぎ出場の曉に際するも、尙依然として舊阿蒙、犯罪を累ねれば此度は實際の刑、天晴、罪人と化し去るの速かさ、而して之れを再犯三犯愈々苦痛の程度を增し酷遇嚴罰益々加はる、是れ而かも現行懲治の實況なり、社會は懲治せずして却て刑の豫戒となして入場せしむるに過ぎず、社會何を懲治人に冷淡なるや

一乞丐あり、途に貨品を偸む、直に留置せられて入場の身分となりぬ、由來乞丐、一丁の文字を識らず、物の正邪善惡さへ判別するの能力に乏きものとして懲治を言渡されたるに人道理性の如何は敢て問ふことだになく、漫然一定の留置期を經過したるの故を以て出場放免せらる、而して養ふの親なく監督するの親戚なし、此輩豈再び犯罪せざらむと欲するも得べけむや、社會何ぞ之を以て尙懲治の効を全ふしたりと爲すや、社會何ぞ無情なるや、要するに今日の懲治人は法律上全く刑と區別せられたりと雖も、全く囚人と同一處遇を施こし未丁年囚の異名たるに外ならず、若し夫れ懲治の効は專ら矯正に在りとすれば今少し教育的分子の制度を採らざる可からず、是非辨別のなき者に向て、實質上刑期を言渡すが如きは法律の精神に反むくものなり、

◉犯罪に關する總計

（高橋二郎氏所談）

お茶の水殺人事件ありしより以來曰く三人斬曰く七人斬と到る處殺伐の氣滿てるが如く如何にも危險の思ありしより何か此等の原因あるべしとて近頃犯罪に關する統計を調査せしが隨分種々の奇怪なる現象を示すものにて先其大略を述べんに抑々我政府に於て犯罪者に關する職務に從事するもの（監獄、警視、司法等諸官衙）最近廿九年の調査に依れば五萬七千百六十人殆んど我常備兵に近き數にして每戶家族平均五人とすれば總計三十四萬人は犯罪人の爲に生活せるものにて實に驚くべき數なりとす而して之が爲に要する年々の經費は同年の調査に於ては千四百六十六万餘圓の支出なりされば幸ひに本邦一人の罪人なしとせば今日の財政上犯罪幼年者に對する問題は今や全歐洲を聳動するの傾勢あり、知らず我國の之に就ての研究如何、我輩不幸にして未だ何等の聞く所なきを慨ひのみ、亭々たる樹木を伐採するは難く、柔軟なる嫩葉を摘むは易し、豈猾り易きのみならむや、隻手を以て之を摘めばこそ、社會の良果を得べけれ

決して增稅の必要なく又外債の心配も不要なるべし併しさる極端は望み得ざるも多少の減額は爲し能はざるにあらざるべし退て犯罪の原因を調査するに諸々の方面より觀察せしが先づ氣候に就て言はんか佛國統計家の報告に依れば財產に關する罪は每年秋季より漸次增加し來り冬季に至りて其頂上に達し春夏に迨ぶに隨ひ復減少の方向となるなり而して身體に關する罪は右と正反對にて夏季は其極點に達し冬季程漸々減縮せる結果を示せり蓋是各氣候の然らしむる所なるべきも亦祭日或は新年等種々性質の異なるに隨ひ其伸縮は與つて多きものあり佛國に於ける夫のカルナバール祭に方るや殊に著しく多くの犯罪者を出すと云へば今や東京市中は奠都祭を以て又々狂せん勢あり犯罪上より云へば忌々しきことにて寧ろ廢止したきものならずや又敎育上の關係より聞へば敎育の普及するに隨ひ罪人は增加し來るの結果は今日までは免れざりしも細かに觀察すれば寧ろ增加を喜ばざるを得ざるに至れり何となれば其數を增すも其犯罪の性質は却て輕きを致し來ればなり右は犯罪者の數比較的少きも皆其罪科の輕からざる殘酷のもの存すればなり今敎育の有無に就て區別せし統計を見るに敎育なきものは身體に關する罪及び之に類する重罪を犯し稍文字あるものは爲替の盜取證券の詐取等を犯し其又稍敎育あるものは僞印僞造或は券面改造等の惡行を爲し漸次敎育の度を高むるに隨ひ其犯罪亦重からず是を以て全く敎育の普及せる曉に至らば遂に殺伐なる罪科は跡を絶つに至るべしと云ふは理想のみに非ざるべし而して猶又佛國の或統計家は骨相上よりも觀察し遂に多年の經驗上十二ヶ條の惡相を制定せしが此他年齡上職業上宗敎上習慣上或は七曜の差異等諸方面觀察の要あり云々

◉出獄人保護幷に棄兒院に關する萬國會議

（白耳義國アンベールス府に於て）

本年六月一日より白耳義國アンベールス府に於て出獄人保護會社幷に棄兒院に關する萬國會議を開かるゝ由にて其旨仝國より各國政府幷に各監獄協會へ通知せりと聞よ、此度の會合は第三回にして千八百九十四年常置委員なるものを設け爾來漸次發達し來りたるものなり、その會議の問題等詳細は次號に揭載する所あるべし、本會も特に參列の義申込まれたるも、六月とあり

ては今よりは何分間に合はざるべし

◉監獄學の講座

（帝國法科大學に設けらる）

帝國法科大學には此度科外講義として、監獄學の科目を設けられぬ、講師は小河事務官にして一週一回なりと聞ふ、聽講の生徒は法科學生を始め文科生工科生等六七十名程なりと、實務視察として、小河講師は時々生徒を率ひ巢鴨監獄へ赴けり、我輩は我法科大學にして此般の學科を增設せられたるは、實に學術社會の一大慶事として之を祝するに憚らざるなり、尙一般私立學校も亦宜く此擧に倣ひ、將に斯學を研究すべきこと希はしけれ

◉監獄局の消息

（戶澤屬出で杉野氏入らむ）

內務省北海道局兼監獄局勤務の戶澤迂岳氏は今回兵庫縣へ出向を命せられ、其後任としては多分兵庫縣監獄書記杉野喜祐氏入らむ、戶澤氏の出づる氏の爲めには寧ろ賀すべかりしなり、杉野氏の轉ずる、是れまた慶事、氏の盛名夙に監獄社會に鏗々たるは言はずもかな我輩は此の如き士の本省に轉任せらるゝは至當として認めざるを得ず

劍道茶話

城南劍客

◉竹刀の搆へ

初め竹刀の持ち樣を習ひ而して之を一通り覺へし上は尋ひて竹刀の搆へを習ふべし

竹刀搆へは敵を傷害して我身を全安ならしむるに付て最も重要なる事に屬せり何ぞ之を輕視すべきものならんや然らば則ち劍道を學はんと欲する者は竹刀搆へを稽古して苟くも之を素すが如きことあるべからず而して其の搆へ方は大別して上段、下段、靑眼の三種あれども亦其種別の如何に拘はらず其竹刀先は常に敵の鼻の前を見當にして携るを定法とす之を斯道に於ては靑眼と云即ち身搆への搆へと同じ又上段とて眞向に翳すあり又下段とて我竹刀先を敵の脚部に向け搆ふもあり上段の搆へ方は隨分有益なる樣に思はるれども甚だし



き優劣の差等なければ危險なる構へ方なるべし然れども合戰爭鬪の場合には上段の構へ方を其常とす下段は突き出すに便利なるを以て敵をして大に恐怖せしむるなり然れども合戰爭鬪の場合には施し難きものと心得べし其然る所以は是れ我身体の上部を顧みざるを以てなり青眼は防禦に完全にして敵より容易に打込むの透間なきか如くなれども我れより打ち込むに便ならず故に青眼に構ふる中にも常に竹刀先は少々づゝ上下せしむべきなり斯く竹刀構へ出來し上は尋いて又眼の付け處を如何と攻究すべし若し夫れ着眼点の攻究法に至りては次に記す處あるべし

◉眼の付け所

擊劍試合の勝負に最要なる所は其の眼の付け處にして眼の付け處は專ら敵の眼中なり凡そ心に思ふ處は悉皆眼中にあらはるる孟子に「人の善惡は眸にて分るべし眸は其惡を掩ふ事難し」といへり劍術も亦然り心の起る所は必らず眼にあらはれて手足の働きにあらはれ出づるものと知るべし眸はひとみなりひとみのちらりと動く頭へ打込むは是れ劍術第一の秘傳とす常に能く心掛くべし扨するに稽古の功つもらざれは容易に之を得かた

きものと知るべし

◉掛聲の法

試合を始むるに當り一方より掛聲すれは則ち一方に於ても亦た應答の聲を出し凭て一上一下盧々實々火花を散して試合ふものなり而して此双方の掛聲は能く其間を整へ能く其氣合を得せしむる所の本源なる事は夫の一番の勝負を分つ事概ね此掛聲の發し方如何にあるを以て之を卜するを得べきなり

掛聲の劍道に相繋がること此の如く大なるは何ぞや是れ他なし總じて勝負を爲さんとする時の掛聲は自己の志氣を起して以て能く敵の心を制伏する所のものなるが故に其掛聲中には我備身の精神を込めあるは勿論なることを知るを得ん然れども掛聲の功力をあらはすに至る迄は能く常に練習するにあらざれは其氣合の宜しきを得べからざるを如何せん殊に氣合に符契し且つ其掛聲か技術と相俟ち相順るに至るまでの修練は決して容易なるものにあらず初心の人爾く心得て此掛聲の法を學ぶ所あるべし

◉身構へ

劍道の身構へは一に之を心の構へなりと云ふも敢て不可なきか如し何となれは形は元來無形なり太極は無極にして最も妙理なり水は方圓の器に隨ひて形を生ず然れども其實元來無形なり擊劍の法も亦然り初心の内は唯構と云ふ事を專一として業の進ひ方を敎授するなれども元來構なく形なきに至るさて構と云ふ事擧て云へば上段、中段、青眼、下段、脇構、逆構、霞陰陽の構等流派多ければ細かに之を究むるに暇あらず此を分割して敎示する事なれども根元は形なきにあり若し究め得らる形あらば寔の劍法と云ひかたし軍法も亦然り魚鱗、鶴翼、雁行、鉾矢、鶯月、衝辰、五行、八陣、相懸、待備、一二三の備、左右殿、廻備九一の格、鋒振龍常蛇、長蛇等の種々流法によりて名は異なれども是も元形ありて無きが如し如何となれば敵の變に因て形を生じ或は敵の實否を覘ふて變ずべきものなればなり然るを其理を知らずして唯形はかりを作りて變化の理にうとき者あり是れ俗に云ふ佛作りて魂入れずと云ふと同說なり例せば今何時後ろよりか或は左右よりか奇兵の難あらば頭變じて尾となり右變じて左となる事は兵家の常に深く嗜むべき事とす此を未萌の變動と云ふ故に必ず敵によりて其形を生ずる事なり例せば夫の

將基家の手に駒歩ある奇ならずや其打駒は廻し備にして伏覆の兵なり劍術も亦然なり形法の遣ひ方や傳刀の類と雖も皆な是れ定跡の駒組と均しとす左れば形あつて無きに同じ事と知るべし其理を覺知して自然と熟し得て其期に望て業せずして業する業を誠の業と云ふを得可し而して唯手足を慣し置きて理に悟れば極秘にいたる近道なるべし古人も『奇正は敵にあり虛實は我にあり應變も取方の至膽にあり』と云へり是れ豈に最も格言にあらずや論じて茲に至れば夫の兵法に所謂る魚鱗、鶴翼、雁行、鉾矢、彎月、衡振、五行、八陣、相懸等の軍略と同じく擊劍の身搆へなるものも亦た敵の變に依りて形を生じ又は敵の虛實を窺ふて變するものなるを知るべきなり既に此の如く知らば劍道に形と云ふ事あれとも亦た其搆へなく形なきに至るを斯道の極意とす然れとも初心の内は搆へを學ぶ事を肝要とす其の搆へとは身體を直立し腹に力を含み上部を聊か後へ反し左足を一歩後ろへ扣へ足指を爪立て置くを身搆への定法とす或は左足を後へ退さる者あれども是れは打ち出すと進退に便利なるに似て其實は敵より体當りとて体を以て推來る時は動もすれば仰向に倒るゝの恐れあり又我眼の着くる所は常に敵の眼中にあるを要し少しも他へ着眼すべきなり若し敵より打ち來る竹刀我身体中其何れの部分に打込來るも敵より其部分へ眼配りて居らは敵の眼を認めて豫め防禦する事を得るものなり我れ或は否らずして敵へ打込むに臨み敵の身体何れの部分にても注目して打ち込んとすれば敵は我目を認めて豫防すること容易なりとす又始終敵の眼中へ我眼を着け居れば敵刀の打ち來るも我れは常に眼つぶりなどすること稀になるべし之に反して敵刀の先にのみ我眼を注ぎ居れば始終眼つぶりて敵刀を防ぐに難かるべし是れ擊劍家の眼は自然に嚴しく見ゆる所以なり唯其夜試合の場合には敵眼を認め得ざるの場合あるに依り敵の手元或は竹刀先等へ深く着眼するとあるなり豈に深く此に氣を付けざるべけんや或は世の流義により種々のかまへありといへども此圖の内を差略したるものにて甚だしき差違なし擊劍の業も千變萬化なれども上段、下段、上下の斜横一文字突より外の仕方はなきなり斯くいへばむづかしきことなき樣なれども稽古功つもらされば手に入らず心は矢猛に思ふとも相手に對しては自由にならぬものなり委くは圖を參看すべき也

◉試合の法

試合の法を知らんには別に師より聞くまでもなく漸次に覺へ知らるべけれども併し其の素養を精確にせんとせば必ず師に之れを聞くべきなり諸流に先と云ふことあり此れまた初學のために銳氣を助け墮氣に笞つの言なり實は心体不動にして己れを失はず浩氣身体に充るときは毎も我れに先あり人より先に打ちつけひと心を用ゆるにはあらず劍術は生氣を養ふて死氣を去るを要とす懸の中の待つ待の中の懸りと云ふもみな自然の應用なり初學のために斯く暫く名を付けて動て動くことなく靜にして靜なることなしと云の意を示したるなり初學の者は氣の剛柔と事の應用とを以て語らされば因べき所なし故に其の所に就て前の如く名を付け教ゆるのみ然れども名を付るときは名に執して其の大本をわやまり名を付けされば空にして取認なし兎にも角にも其の大意を識得せさるものには語るべき樣なし一切の事みな然り故に物の師をする者は人にあらされば秘して容りに語らさるも亦宜なり其大意を識得すれば見ること聞くこと直に分るものなり併し乍ら其大意を識得するまでは勿々容易のことにあらされば能く之を工夫せずんばある可らず双方相對して試合せんとする時は無盡の變動生するものにて懸中待即ち懸る中に待つ事と待中懸即ち待つ中に懸る事とを覺知すれば懸待一致に到り業熟して理に到り理究りて業に到る時は義理一体に到る斯の如く神龍の至膽即ち天地の心に通了すれば打つに痕なく出づるに形なく所謂九天之上と九地之下とに出入するが如くなるを得べし斯く無念無想の境には音も無く臭もなく鬼神も之を窺ふこと能はず例せば鏡は物を寫す故に今之を心に喩へて心鏡と云ふ向ふの心を鏡にかけて打たるゝ事なければ實の心鏡とは謂ひ難きものと知るべし佛法に於て向上と云ふは此義なり今此向上の事を劍術の上に引寄せて云へば常人の試合は必ず起り顯れ打つべき搆合あるものなり敵の實を避けて虛を打つべし次には敵の起りを打つべし次には狐疑を打つ可し次に居付を打つべし次には懸り口を打つ可し次には焦せて打つべし又試合せんとするに八箇條の法あり一に曰く敵の肚を見て遣ふ可き事二に曰く敵を見て遣ふべき事三に曰く敵の癖を見て遣ふ可き事四に曰く敵の起り頭を心で押て遣ふべき事五に曰く敵には遠くして我れよりは近く遣ふべき事

六に曰く敵を釣り出して遣ふべき事七に曰く敵強く守らば虛實を以て遣ふべき事八に曰く敵の手元强くば據らすして遣ふべき事等にて是を兵法に「敵强ば二三にして勝つ可し」と云ふ總て引切こそ大切なれ兵法にも「敵を切崩すとも芝居を越ゆる事勿れ又敵を追ひ崩すとも引上る境を知る可し」と云ひ置けるが是れ深く思ふべき所なくんばあるべからず而して試合には、相間間隔、山阪、細道、大道、楷石檀上、家内、橋上、船中、川中、野原等の試合の法ありて何れも其試合の法は異なる所あるものなるのみならず其試合の法の異なるに依りて業の利害得失もあるものなる事を豫め心得居るべきなり然れども其種々ある試合も要するに其初めは唯禮を重んずべし古來擊劍を學ぶには其流義に依り最初試合に臨む時互に相應の禮儀あり斯道の古傳に「禮儀は正しく試合は激しく」と云り是れ所謂仁を爲すにあたりては師に讓らさるものなるか而して通常道具を着くるに先だち「萬望一面願ひます」との挨拶あり斯て道具を着け終り席の上下を讓り合ひ席定まるや互に竹刀を前に置き恭しく一禮をなし然る後互に竹刀を下より手に取りて立會ふ時は「ヤー」の掛聲にて試合を始ひるものとす若し掛聲なくして打込むときは假令敵に能く當るも勝負に取らさるを法則とするなり然り而して竹刀を持ち出づるには種々の法ありといへども凡そ左手にて竹刀の鍔本を持ち出づべし其相手の前に至るや其竹刀先きを相手の方に向け互に厚く禮儀を爲し而して一方より掛聲すれば又一方も掛聲しつゝ試合を始ひるものなり其試合を始ひるに當りては古人の所謂仁を行ふにあたりては師に讓らさるの心得あるべし

飛騨譯

◉精神病ノ關スル研究（前號の續）

法醫學生譯

（乙）外部より生する感觸の障礙　外部より來る障礙に三種あり第一感情發動の難易第二感情反應の强弱第三感觸の錯倒

第一感情發動の難易　之を分て二とす感情發動の輕易及び感情發動の難症即ち是なり

（一）感情發動の輕易　感情の發動し易きは情神感覺過敏と云ひ飮酒の爲めに來るあり又感動の激甚なる時に來るあり

感情過敏と其の感觸を惹き起す元と觀念の性質に隨て智覺性感覺過敏とは外界又は身体の事を智覺するに當りて好惡の感觸を惹き起し易きを云ひ鬱狂者の不快に於ける躁狂者の嗜好に於けるか如し審美上感覺過敏とは旁人又は身体の清潔を好み技術の拙劣面貌の醜惡を嫌ひ之れに因て人又は物に對して嫌愛を呈するの症をなす例之は潔疾の爲めに日に頓を洗ふこと兩三度面顏を拭磨すること數十回にして尙は已ます濫りに器物衣服を捨て人の近くを禁はしとし人の持ちし物を取るを惡ひ類の如し道德上の感覺過敏は關係なき他人の幸不幸に付て非常なる憂喜を發し他人普通の所業に對して往々其の不道德なるを惡み人の性行の備はらんことを責むるあり自家感觸に關しては或は誹謗賞揚に甚たしき感觸反應を呈し或は惡を惡み善を善みするの情常より輕忽に或は羞恥感觸の激し易き虛禮假裝を務め邊幅の修らさるを憂ふを已まさるに至る

（二）感情發動の難澁　感情の發動の難澁其の甚しきは感情全く欠亡するに至るあり之れを感情遲鈍又は感情欠亡と云ふ夫れ健人にありては必す外界に應して感情の變移することあるものなり然るに疾病の爲め感情の減退する者は外界に對して冷淡となり外界に如何なる變動あるも毫も患者の心を動かすに足らさるなり如斯の證候は精神病に多く且つ重要にして或は制止症狀たり或は欠落症狀たり

制止症狀とは精神内に激甚なる感動ある時には他の感觸は皆な制止せられて發呈すること能はず身体の不快審美上道德上の感觸の如きは皆な其感愛する所とならさる者を云ふ鬱狂者に於て特に緊要なるは道德及び宗教等に冷淡となりて而して患者亦自ら之を痛し或は人心地せぬより己れの人間たるや否やを疑ひ爲めに自家の變化に杞憂を抱くに至るあり動物化神鬼魅憑倚の忘想の地をなす也

欠落症狀とは精神機能欠亡の爲めに發呈する者を云ふ此症候は種々の精神薄弱症に見る所にして、其の輕きは只高尙なる精神感覺の欠亡に止り卑近

の精神作用は依然として尙ほ備はることあり故に患者の心を動かす者自利に關するもの我慾に關するものゝみ存して道德審美風俗宗教の如き高尙なる趣味に至りては能く之を解する能はず只自己の身体に緊切なる安危に限り是か感觸を起すも人の安危幸不幸を見ては冷淡にして毫も意に介する所なし是れ多く悖德狂に見るところなり若し夫れ癡愚の甚たしき者に至りては其の欠亡は只に感觸界に止まらずして神精全体の程度極めて卑下にして而して患者自ら其感情の鈍麻を知る能はさるなり此の症の法醫學上に緊要なるは其の名譽の感觸なきと犯罪行爲に後悔なきとの爲めなり甚しきに至りては審美上感觸の欠亡するものあり汚穢の感觸作嘔の感觸の欠亡するものあり此の二者は大に人に因て異なるも嫌惡すへきことを食ひ嫌惡すへき物を食ひ嫌惡すへきことに熟し甚きは此の感觸全く廢滅して汚惡の甚たしきもの例之は自身の糞便經血を啖沫呑飮するに至る如斯き者は覺官性疼痛をも之を感觸せさるありて激痛大傷等を平然耐ゆるあり

色情界に於ては道義感觸の脫出を衆ねて色慾錯亂を來し淫慾を充すか爲に醜汚猥褻見聞に絕えさる行をなすに至る

第二感情反應の强弱　感情反對の强弱とは常人には何等の感觸をも起さゝる場合に接して感情劇しく動き忽ち感動の發するを云ふ其甚しきは意識の欠亡を來たし久く持續して或は精神全く錯亂するに至る疾病性感動一時狂即ち是なり此反應過激は精神作用の機能性薄弱なるに因て發する者なれは屢々痴狂者に於ても亦之を見ることあり痴狂者には精神上制止作用の廢絕するか爲めに道德又は審美上に基ける感動は却て欠損して其の意外の感動猛發して一種の狂病となるあり往時暴怒狂と稱せし者の如きは是なり

第三感觸の倒錯　精神感觸の倒錯とは常人に在ては精神上の刺戟により不快を惹き起すへき場合に於て却て快樂の感觸を起し快樂を起すへき場合に却て心痛を惹き起すの源となる者を云ふ感情發動の遲速激易の如く只常態と强弱を異にする者にあらすして各人の人情規度に背馳するの反應を呈するものなるを以て其の疾病の歎願る較著なり感觸の錯倒は人の厭ふ者を好むのみにあらすして大に不義不德を好み屢々一種の精神急迫を伴ひ爲めに一個人又は社會に對して安全を妨害するの行爲をなすに至るものあり倒錯症は神經病症殊に臟躁症の人か常人の快とする感覺例之は花の臭を惡み其の不快とする感覺例之は腐敗の肉を好む如きあり甚きは塗糞掬尿の行爲をなすものあるに至る姙婦の奇嗜異症の如きは又之れに屬す此病は通常覺官性並に精神上の感覺過敏を兼ね感情の發動輕易にして其の反應過激に精神上には激甚の感動を起すことあり

色事感觸の倒錯　實際上特に重要なるものにして神經病性のもの精神變質性のものは他性を嫌ふて同性を愛し之れと淫交せんとするの精神急迫なるあり又常人の嫌惡する刺戟に接し以て自ら快とするあり例之は屍に姦し動物に姦するか如し又疾病性淫樂に因て他人の苦痛に接して我無上の快樂を覺ゆるあり例之は其の愛する所を殺し其の臟腑を抉剔し其の肉を食ふ類の如し

道德感觸の倒錯には人又は動物の苦痛を樂み之れを虐待慘殺し墓碑神佛人の尊崇する所のものを破壞するとあり如斯ものは色事感觸の異狀と併存することあり

多し精神變質性悖德狂の如き者か作業を好まず仇讐を厭ひ犯罪非行を顧みす他人の生活家政の攪安を妨害するを好ひ如きも亦此類なり

躁狂患者か何者にも好感を抱き鬱狂患者か何者をも悲しみ痛むも亦共に感觸錯倒の一なり

第二編　觀念の障礙

精神生活は悉く觀念及ひ其相互作用より成るものなり而して觀念は悉く感覺より生し來るものなり

夫れ五官に感覺あるは各々其の神經を經て中樞五管域に至り（中樞五管精神機能の中心を云ふ）に至り生理上のもの玆に變して精神上のものとなるなり蓋し刺戟は一變して感覺となり感覺は一變して觀念となり其の際必す意識之に附隨して存するなくんはあらす

意識とは精神の一作用にして其の何をかを知覺し何をか觀念するを知るの作用なり

夫れ五官より入り自覺（自覺とは新觀念をは已に我に存する舊觀念にて制御變更するを云ひ此ありて而して後新觀念は舊觀念と融會して以て我の中に記誌せらるる者なり）にて受領したる經驗材料は皆な其の人の智能作用の基礎となり其人の個性の根本となるものなり

故に五官の用廢し意識の能絕ゑ自覺機能の閉鎖するや意識の內容之れか爲めに一變し精神上本人にも亦大變動大瓌瑋を生するなり

夫れ觀念は其一たび提起さるゝや長く其殘痕を中樞に印し以て其人の原知覺を爲すものなるか故に其觀念一度暗昧となりたる後同一事の再たび此處に映し來たるときは再たび此觀念を提起すと之を稱して觀念の再生と謂ひ其人の精神作用にして此再生を致すもの之を追想と謂ふ

再生は決して原知覺と同一のものに非らずと雖も或は原觀念と相均しきことあり或は變轉して形容を換ゆることあり其相均しきもの之れを名けて記憶と謂ひ其變轉せるもの之れを名けて想像と謂ふ故に記憶とは觀念を保藏して事機あるに當りて意識を形態に喚復するの性質にして幼時に强く年長するに從て減するものなり想像とは實存せざる新觀念又は其實に適當せざる新觀念を作るの能性を謂ふ

觀念の再生は只其觀念の意識に再來するのみならず舊觀念に依りて新觀念を强くすることあり而して後注意生ず注意とは精神を一定の觀念に傾注するを謂ふ

觀念は決して一にあらず必ず多數のもの融會聯附して以て錯雜の精神狀勢をなすなり

觀念の相繼承するには一定の規律あり人の考慮は辨別となりて動き其辨別は言語を蒙ひりて發す

觀念の聯合は或は一部に依りて全部を察し或は作用に因りて原因を推し或は匹類に因り又は異種に因りて成立するなり例は手を見て全身を想ひ銃聲を聞て獵犬を想ひ一人の顏を見て之れに似たる人を想ひ山を望みて水を想ふが如し觀念の障碍は一ならずして其分類頗る難しと雖も先つ其區別に從ふことを得

一觀念の經過、二觀念の聯合、三辨別、四意識、五自覺、六記憶、七想像、八五官感覺の異常則ち之れなり

甲．觀念の經過の遲速に關する障碍

（一）觀念經過遲滯（癡狂）　觀念作用の遲滯は種々の狀態に基くものにして鬱狂にも又癡狂にも之れありて其遲滯するに當りては各觀念は相繼尋ること緩徐にして時過ぎて纔かに表はるゝなり

鬱狂に於て考慮機轉の遲滯するは諸精神機轉の制止せらるゝに因る例は常人か長上の前に出て恭敬之れに持するときは敏速明瞭の考案を得ずして或は一時

觀念の斷絕することあり或は考慮停止、考慮欲亡を覺ゆ顯みなきの感觸を起すの類の如し

白癡々狂の觀念遲滯は觀念の欲落にして精神作用全体の衰弱の一症たり而して觀念を提起せんとする精神感興の欲亡と自愛の欲亡とに因りても又之れを致すに足るあり健人か疲勞に際して考慮の遲滯するは能く之れに似たるなり

（二）觀念經過の急速（錯亂）　觀念經過の急速は發揚の諸症に通して之れを見る其速力は精神興奮の程度を知るの標準となるなり此症の輕きは健人の開活感動あり又は微醉常態にて酒の爲めに舌本の輕滑となれるに同しくして發揚症の初期たるを表し精神運動の輕易捷急なるに因り多言多意となり處理敏捷言談輕滑にして意想口を失して出て顏を傾け水を注くか如し其輕きや考慮の發呈頗る豐富にして經過迅速なれは精神の聯合を敏捷にし平常遲鈍の人も敏快人を俾ばすに至り其稍々甚たしきに及ては忽ち言語糾紛意想錯綜し多年の考慮一時に發言して爲めに往々懸隔のことに言ひ及ひ觀念聯合の跡殆と見る可からす考慮を結撰する各觀念は全く意識に上らさるに非らされども之れを言語に發するの遑なく或は充分意識に上らす忽然として言語の機官に出て其狀頗る反動の如くなるものあり其甚々急速となるや考慮奔逸して之れを制止する能はす之れより彼れに彼れより之れに十以て百千以て萬に至り紛然雜呈して殆と其緒を失し觀念に傾注し來る材料は之れを論理上に排次するの遑なく當初の考慮は忽ち消殺して盡く之れを信する能はす忽ち五里霧中に入る言語雲の如くなれとも而も意義なく支離滅裂只咽喉を以て反動機官として言語を迸出するのみ然れとも此間尙多少の聯合の跡を殘すなきに非らす天地山川の如く意義の反對なるもの觀音險難失敬出家等の如く發音の似たるものの蜂巢鉢木蠻野馬臺の如く頭字の似たるものを以て之れを排次するを見るなり如斯に當り理論上考慮は固より廢絕し急遽發呈する觀念は爲めに整序を失するなり是れ所謂精神の錯亂なり

錯亂は考慮にも言語にもあり曾に觀念作用の急速の結果として發揚症の證狀たるのみならす他の疾病にも亦之れありて觀念聯合の障碍と意識の障碍とに歸す可きものなり

錯亂は感動の狀態には通常之れあるものにして殊に衰弱せる腦髓に於て然りとす蓋し此の如きものにして劇甚の感情興奮あるや夥多の反對觀念意識に起りて一時其自覺、觀念の聯合を妨くるあり殊に警惑の感動あるや不確固遂け難きを痛むか爲め觀念の經過發生を妨げるに至る

錯亂は精神虛脫症の緊要證狀にして觀念を理論上に聯續せんとするも其機能の衰弱あり考慮常に斷裂して相聯貫する能はす思慮斷續して適當の觀念興起するを遏絕するあり

言語の錯亂は單に言語倒錯症にも語聾症にも來るあり然れとも此の如きものは一定の腦病ありて時々之れに言語の妄錯を發するのみにして其行爲の適當なるは以て叙智に障碍なきを證するに足れり

乙　觀念聯合の障碍又は脅迫觀念　脅迫觀念とは觀念の聯合障碍より生し一箇又は數箇の觀念の動因なく觀念麗過中に夾み入り病症の强劇長續を以て意識に固着するを謂ふ脅迫觀念の發成するや或は自發性にして卒然意識を支配し或は外界事件に震撼せられて爲めに起るとあり例へは殺害火災等の如し自發性は意想の聯合に因り心理上の結撰を經て生せすして內界の刺激あるありて之れか爲めに起り之れか爲めに存するなり之れ其內容全く意識性觀念に抵觸し且つ之れと隔異なる所以にして又其常規の聯合力に反し之を推排して而して自ら遑くする所以なり之れ結構異狀ある腦髓或は疾病に罹れる腦髓の自發性にして不意識性精神生活の機能より直接に提起せらるゝものなり

脅迫觀念を起すの源は多くは不明なれとも又機官感覺、心胸痛之れか原因と爲り之れと同時に意識に入りて之を提起することもあり外事の之れか原因と爲るは中樞機官の非常に感激性なるときに在りて其起點は之を殘像と比較すへく又身体の不快感動を平定し感覺心胸路の興奮を提起して爲めに疾觀念を意識に固着せしむるあり

脅迫觀念と妄想との區別は唯意識に對する關係如何に在り脅迫觀念に在りては意識常に之を疾症と鑑定して其上に立てとも妄想に在りては即ち意識能く其症病なることを辨せさるなり

脅迫觀念の內容は一ならす外事の知覺よりして起るたるは其時の自覺より起るものにして其心を震撼したる原觀念の殘存し之れに不隨せる程僅の消殺せす之れに擬似せんとする衝動起りて已まさる間は持久して已まさるものなり此の如きは患者に在りては寺に入て勤行の間に佛を讀り家屬を見て之を殺さんとし水傍を行きて前者を陷れんとし武器を取れは自殺せんとし殘暴の犯罪を似擬せんとする者少なからす又宗教の事に關する疑問症に象て濛汚又は中毒の脅迫觀念を有し手を金屬器具衣服等に觸ること能はさるものあり殊に興味あるは臨場苦悶なり或は廣き衢或は人なき街に臨むとき一種の脅迫觀念起りて一步も進む能はす且つ爲めに劇しき苦悶及び心經症を提起し如何にしても之を過くること能はす或は軒下に忍ひ又は人に尾行して僅に過きるを得ることあり

丙　特別の障碍又は妄想　夫れ辨別は叙智界の最高最繁なる機能にして智覺記臆の豫備觀念の提記聯結全くして而して後に辨別の正しきを望むへく此等にして若し異狀あらんか辨別の之れに從ふて誤舛するは固よりなり然れとも觀念材料を論理的に品定結交するの機能之れか疾病を受くること亦之れあり彼の所

謂妄想なるものは即ち之より出つるなり妄想とは一の考慮にして他人には其外界の實際の根本の識別す可からすして唯其疾病ある人にのみ實際に存するか如くなるものを謂ふ

生理上のものにして妄想と相似たるは妄信又は迷信なり妄信も亦外界現象を想像上に解拆するものにして兩者の差別實際に於て甚た難きことあり然れとも妄想は多く疾病ある主觀に關係し全精神生活の主座に居り絕へす意識內に充滿して精神界全体の障碍と併發し其從來の見解には全然背反したる眞の腦髓障碍を謂ふ例へは地球と月との間に橋梁ありと云ふて自ら之を過らんとし其建築に當りて自家の創造力を生せんとするか如し忘信は全く此の如きものに非す然れ夫れ精神病には必しも妄想の存するものに非すとも妄想あるものは以て狂者と爲すへく妄想ありて而して之を妄想とせさるの狂者あらんか始め感觸感動の狂なりとし精神病は業に已に叙智の狂と爲りたるなり夫れ已に感觸の障碍あるや其外界の狀態を見解指定することの漸くにして其當を得す其考慮の內容漸くにして其人の前經歷に叶はす外界の事情に當

らさるに至り其人亦其往時の經歷に因りて眞觀念を正當に矯正すること能はさるなり蓋し判斷力は記臆以て觀念を制統し之を論理上に結合するより生するものなれは精神內に異感動の有るありて其原因を索求するや過去の追想現在の智覺に因りて之れか當否を正さすんはあらす彼の妄想なるもの其虛妄の甚しく其從來の經驗と相背馳すること甚しきものは之を矯正すること頗る容易なる能はす然れとも尙は且つ面かすること能はさる所以のものは之れ其智力の頗る荒墮せるを見るなり故に往時の學者か妄想を以て精神の局處病なり他は皆健全にして此處にのみ疾病障碍ありと云ひしは全く卑見たるを免れす常に辨別と裁決とを以て意識の內容を適當に批辨する能はす其精神の益々沈淪荒廢するや妄想は益々妄益々濫遂には全く眞理なきものとなるあり此の如きも亦同一病機の進みたるのみにして叡智を以て意識內容の誤謬をも正するの感なきに因るなり然れとも判斷の精當は往々にして感動の爲めに掩遮沮絕せらるゝことあるを以て躁狂鬱狂等に發する如き搖發性の妄想は未た之れによりて敢て叡智の障碍を推度す可からす

元來事業の擴張に就ては最焦心苦慮し種々の方法により義捐金の募集をなすも容易に其目的を達すること能はす明治廿五年七月に及ひ慈善者勸誘方に付時の府知事に出願する處あり幸に願意を採納せられ郡區長幷に町村長に懇篤訓示せらるゝ處あり其後明治二十六年四月に至り更に大に世の慈善家に訴へ或は幻燈に或は遊說に百方勸誘翼賛を求めたる等の結果一時大に義捐者の數を增加せり又當市內に於ては本院の爲めに勸善會なるもの、組織起り毎月一定の義捐金を蒐集し本院に廻送するの計畫にして已に交付を受けたる金額六百圓余に上り前途最も望を屬せしが日を經るに從ひ漸く衰微に傾き加るに明治廿七年の末に至り日淸の間干戈に相見ゆるや一般愛國の至誠は忽ち恤兵獻金の擧となり亦他を顧みるの遑あらず且や當市に於ては勸業博覽會の開設遷都紀念祭の擧行等にて種々の事業起り民間の出費頗る多かりしが爲め其影響を蒙ること尠少ならず爾來殆んど寄付金收受の道を失するの姿なりしも明治廿八年四月以後當府監獄署に於ける屎尿の拂下及廿九年四月以降仝署總工の受負をなし又は仝廿八年二月より院內に於て機業を起し漸次其發達を謀りし等にて稍利潤を得漸く繼續をなすの狀況なり

事業

本院事業の成蹟等に就ては載せて別表にあり而して敎誨敎育の如きは未た規程通實行するの運に至らず現下主として執る處の方針は專ら作業を盛にして益金を倍殖し自活の道を得ると共に相當の資金を貯蓄せしめ且適應の庇保者を求め而して後始めて出院を許可するにあり

從來本院の作業は附近官衙の用紙印刷、簀、疊、紙漉等わりしと雖とも種々の事情により多くは繼續し得るもの少なく從て收益も僅少なるにより目下殆んと廢絕の景況なり然るに已に前述せる如く明治廿八年二月以降西陣ヰル地の製織を始めしか大に好評を得たるに依り爾來引續き相當の工料を徵し專ら其製造の依托に應ずることとし現に機器八臺を備へ日々間斷なく運轉をなせり而して最初の則ち明治廿八年二月至仝卅年二月間製織額八百九拾六反（一ヶ月平均三十六反弱）此賃金四百〇貳圓廿七錢六厘を收得せり是本院に於て最も主たる作業となす又本年一月勅令第七號減刑令發布により釋放せらるべきものにして賴る處なきものを一時救護し將來相當の

と雖とも其感動已に絕ちても尙は遲かす永く意識の內容を制禦する者に至りて始めて其實に然るを見るなり

感化保護

◉京都感化保護院狀況

創始

本院の創始は實に明治二十二年二月にあり而して當時僅かに數名の篤志家に依つて發起せられ兩本願寺の寄附其他各慈善家の義金を基礎とし開設せるものにして爾來現今迄八ヶ年余の星霜を經たり其間一弗一張或は殆んと維持に困難を感したる場合ありしと雖とも漸くにして今日に及べるものなり

經過

本院は名を感化保護院と稱すると雖も實金充實せす規模從つて狹小なるにより未た感化部を開設するに至らす故に專ら出獄囚の保護のみを實行しつゝあるも此事業さへ微々として奮はす只僅に一ヶ年平均十三名余を入院せしめたるに過ぎさるは大に遺憾とする處なり

目的を立てしむる爲め臨時分院を設け凡二ヶ月間人員五十名を限り保護を與ふる金をなし有力者特殊の盡力により已に設立するとを得て目下十二名の在院者あり而し此事業に就ては本院より當府知事に出願し知事は特に警部長郡區長に訓示せらるゝ處あり

將來の見込

現下の景狀を以てすれば只漸くにして繼續し得るに過ぎざるが故に一朝作業の不振等に遭遇せば忽ち支持し得ざるは自然にして終には當初の目的を達すると能はざるに至るべきを憂慮し此際更に維持の方法を講じ併せて多少擴張する處あらんと欲し種々考按の末市名譽職員及有力者へ具さに困難の事情を訴へ匡濟の道を得んとを求めたるに大に其協賛を得爲めに臨時委員數名を設け義金の募集規摸の擴張等專ら計畫に當らしむるとなり今や着々其歩を進め諸事端緒に付くことを得たり加之昨冬の府會に於ては本院の爲めに特に金五百圓下賜の建議成立し又過般の　大喪に當り一般慈惠の用に供する爲め當府へも金圓の下賜ありし等にて前途頗る有望の域となれり而して後減刑令發布により出監せし囚徒の保護上に關しては已に知事の訓諭等により一般の注意を惹起せし狀況あるを以て本院の事業擴張に就ては最好機會なりと信ず故に前途の計圖にして幸に挫折するなくんば更に其面目を一新するに至るべしと思惟す

明治三十年二月

◉京都感化保護院細則

第一章　庶務

第一條　院生の待遇は總て誠實懇篤を旨とし專ら修身齊家の道を得せしめ且自營自活の基礎を立てしむる事に敎化誘導すへし

第二條　入院者は別に定むる處の誓約書を差出すへし

第三條　感化部保護部は之を嚴肅し院生をして濫に交通せしむ可らす

院生は父母又は親屬緣者と雖も院長の承認あるにあらされは自由に面接することを得す

院生に對する通信書は院長檢閱の上之を許否す

第四條　院生の被服は自衣を以てす若所持せさるものには之を貸與す

第五條　院生の携帶金品及付與金は院に領置し退院の際之を下付す

第六條　院生の賞罰は法規に違背せさる限り院長之を決行す

第七條　院生にして獨立自活の見込あるものに退院を命するときは院長に於て適當の方法を授け將來の方針を立てしむへし

第八條　作業より得たる院生の工錢は自費生には全額を給し給養生幷保護生には衣食費等を除きたる殘額を給す

但給養生及保護生には情狀により衣食費等の幾部を補給することあるへし

第九條　院生にして本院の承認を得す濫りに退院するものには一切前條の工錢を支給せす

第十條　規則第卅條に該當する出獄者ある時は豫め司獄官より通知を受け審査の後入院の手續をなすへし

第十一條　保護生にして他に被傭せらるゝ場合には本院長と雇主との契約を以てす

第十二條　前條被傭者の賃錢は本院直ちに之を領收す

第十三條　保護生にして本院又は雇主に對し損害を負はしめたるときは領置の金品を以て辨償せしむ

但情狀により全部又は幾部の辨償を免することあるへし

第十四條　院生にして失踪又は死亡したるもの、內被監親人あるときは直に所轄警察署に屆出の手續をなすへし

第十五條　給養生幷に保護生にして失踪したるもの、領置金品は二ヶ年間保存し其期間を經過するときは契約上の結果に依り本院の經費に充つ

第十六條　死亡者の遺留金品は引取人に交付す若引取人なきときは契約上の結果に依り本院の費用に供す

第二章　會議

第十七條　總會の期日は一週間以前評議員會の期日は三日以前に院長之を通知すへし

但評議員に於て臨時評議員會を必要とするときは此限りに非らす

第十八條　總會の會頭は院長を以てし評議員會の會頭は其出席者中に於て互選す

第十九條　會議の書記は本院の書記を以て之れに充つ

但評議員會の書記は便宜の方法に依るも妨けなし

第三章　義捐金品及會計

第二十條　義捐金品は本院に於て之を領收し直に簿冊

に登記し領收證を交付すへし此證書には簿冊と割印をなし番號金額品種數量姓名等を記載し取扱主任及本院の印章を押捺すへし

第二十一條　義捐金は數回に分ちて出金するも妨けなし

第二十二條　義捐金及院生の携帶金付與金は之を區別して確實なる銀行に預け入れ相當利殖の方法を圖るへし

第二十三條　預け金の利子は毎年二回精算せしめ之を元金に組入しむへし

第二十四條　金員の收支をなすには納入書及支拂請求書を以てし收支共番號を記入して院長の捺印を受け取扱を確實ならしむへし

但此手續を經すして金員の收支をなすことを得す

第二十五條　預け入れへき現金は速かに銀行に送致し濫りに手元に領置すへからす

第二十六條　金員の支拂は切符を以てし銀行に就て受取らしむへし

但金額參圓未滿は此限にあらす

第二十七條　金員を支拂ひたるときは必す正當受取人の領收證を徵し之を支拂請求書に添附し置くへし

第二十八條　物品は院長の承認あるにあらされは請求することを得す

第二十九條　會計に要する帳簿は左の種類とす

一　義捐金明細簿
二　日計簿
三　義捐金品領收簿（金品の區分をなす）
四　院生携帶金人別簿（感化生保護生の區分をなす）
五　院生携帶品人別簿（右同斷）
六　院生付與金人別簿（右同斷）
七　金員收支簿（收入支出の區分をなす）
八　現金口別簿
九　備品明細簿
十　消耗品明細簿
十一　物品受授簿
十二　物品貸付簿

第三十條　金員の收支及物品の取扱は其時々明細に帳簿に記入すへし

第三十一條　總て諸帳簿に登記したるときは取扱主任之れに捺印し且必院長の認印を受くへし

第三十二條　役員院務の爲め出張したるときは實費を支給す

但往復三里未滿は此限にあらす

第四章　入院料

第三十三條　自費生は毎月三日限左の入院料を前納すへし

但志願者の情狀により院長に於て必要と認むるときは入院料を半減することを得

滿八才以上十二才未滿のもの　一ヶ月　金五圓
滿十二才以上十六才未滿のもの　同　金六圓
滿十六才以上廿才未滿のもの　同　金七圓
滿廿才以上　同金八圓乃至拾圓

但十五日以前に入院するものは全月分十五日以後に入院するものは半月分を納むるものとす退院のとき又同斷

第三十四條　入院料は便宜數月分を一時に前納するも妨けなし

附　則

第三十五條　事務取扱に關する諸般の規程は院長之を定む

第三十六條　此細則は評議員五名以上の承認を經るにあらされは變更することを得す

（感化部）

入院志願書

本籍住所身分
何某何男弟甥等
氏　名
生年月日

右之者平素行狀修らす父兄に於て種々敎示を加ふるとも毫も不相用到底私共の力らに及ばさるものに付入院御認許被成下度別紙本人の履歷書相添此段相願候也

年月日
右父兄又は親屬
氏　名　㊞
院長宛

（別紙）

履歷書

前同斷
氏　名
生年月日

一何年何月より何年何月迄自家に於て敎養す又は何某方に養はる
一同上何學校に入學す

一同上何職何某方に被傭
一何々
右之通に候也
年月日　右父兄又は親属　氏　名　㊞
（保護都）

入院志願書

自分儀
明治何年何月日何々の罪により何裁判所に於て何々の刑（附加刑をも記す）を受目下何監獄署に入監致居候處眞心前非を悔悟仕候に付將來は誓て正業に基き度と思慮罷在候就ては來る何年月日滿期出獄の都合に有之候得共親属故當の賴るへきなく且生計の目途迚も無之に付甚困難仕居候間何卒入院御許可の上相當の御保護被成下度此段相願候也

本籍住所身分
氏　名
生年月日

院長宛

契約書（感化生の分）

本籍住所身分
何某何男弟甥等

一私儀今般入院御許可を蒙り候に就ては自今益善心に立歸り御規則は勿論御教示等堅く相守り誓て正業に勉勵し將來獨立自營の道相立て候樣乾度心掛可申候將亦入院中萬一失踪又は死亡等致候場合に於ては御領置の金品は御規則により可然御處分被成下候とも決して異存無之候依て誓約書如件

本籍住所身分
氏　名　㊞
年月日

院長宛

契約書（給養生の分）

本籍住所身分
何某何男甥弟等
何　某　生年月日

右之者感化給養生として入院御許可を蒙り難有奉存候就ては御規則幷御教示に爲致違背間敷は勿論尙左の條々拙者共堅く相守り可申候
一入院期限中は正當の事故なくして半途に退院申出さる事
二入院中萬一失踪又は死亡等致候場合に於ては御領置の金品は御規則により可然御處分被成下候とも決して異存無之候

何　某　生年月日

右之者入院御許可相成候上は御規則幷御教示に爲致違背間敷は勿論左の條々拙者共堅く相守可申候
一入院期限中は正當の事故なくして半途に退院申出さること
二入院料は毎月三日迄に金何程宛前納可致當人疾病に罹りたるときは相當の治療費を別に納付可致候事
三入院中當人不正の行爲に因り損害を相掛け候ときは早速拙者共より辨償可致候事
四退院後に於ける當人の行狀は拙者共に於て日常注意し時々御院に報告して長く品行上の監督を相受け可申候事
右保證人連署を以て契約仕候也

本籍住所身分（父兄又は親属）
顧主　何　某
同上
保證人　何　某

年月日

院長宛

誓約書（保護生の分）

三退院後に於ける當人の行狀は拙者共に於て日常注意し時々御院に報告して長く品行上の監督を相受け可申候事
右保證人連署を以て契約仕候也

本籍住所身分（父兄又は親属）
顧主　何　某
同上
保證人　何　某

年月日

院長宛

京都感化保護院自明治廿二年二月至廿九年十二月成績表

年號	種別	入院			退院				末日現員
		號	新入	計	得自活途退院許可	中途退院	計		
明治廿二年二月	創立	—	一六	一六	五	五	一〇		六
同廿三年		六	一〇	一六	四	七	一一		五
同廿四年		五	一五	二〇	一〇	三	一三		七
同廿五年		七	一六	二三	七	九	一六		七
同廿六年		七	一〇	一七	六	二	八		九
同廿七年		九	一三	二二	八	一一	一九		三
同廿八年		三	一八	二一	三	一三	一六		五
同廿九年		三	二一	二六	三	九	一二		一四
計		五	二九	一二九	四六	六九	一五		—

備考

一正當退院者四拾六人の內農業に從事する者貳拾三人工業に從事する者四人商業に從事する者六人其他雇人となりたる者拾參人なり是等は皆引請人を定め之れに交付せしものなり

一中途退院者百十五人の內再び京都府監獄署に入りたる者貳拾參人なり

京都感化保護院自明治廿二年二月創立收支計算表

	收入ノ部			支出ノ部					
	越高	收入金高	計	事務所費	雜給	院生費	雜費	修繕費	旅費	計	殘高
明治廿二年二月創立	—	六七四、九三三	六七四、九三三	七四、三九四	一八八、八三九	一五六、〇五二	七五、〇三三	—	—	四九四、三七	一八〇、六〇六
仝廿三年	一八〇、六〇六	六五五、四六五	八三六、〇七一	二六、一三九	二八三、一〇一	一八〇、七〇一	七七、一九八	三、一三九	—	五七〇、二七八	二六五、七九三
仝廿四年	二六五、七九三	六〇一、四六一	八六七、二五四	二三、七三〇	二七九、一四四	一六六、〇六〇	五四、九四八	—	—	五二、八八二	三四四、三七二
仝廿五年	三四四、三七二	三七七、九八二	七二二、三五四	九、七七〇	二四〇、〇八〇	一四八、六三八	四四、三一五	—	—	四四二、八〇三	二七九、五五一
仝廿六年	二七九、五五一	五二四、七六九	八〇四、三二〇	一五、三七〇	二〇二、〇七七	一六一、一三四	二二、九〇三	—	八四、四〇〇	五八四、九八四	二二九、三三六
仝廿七年	二二九、三三六	六〇〇、〇六三	八二九、三九九	四六、一四六	一八三、五〇〇	一六〇、〇四一	八三、八五一	二九、九八六	四〇、一〇〇	五四三、六二四	二七五、七一五
仝廿八年	二七五、七一五	四二九、七四五	七〇五、五二〇	一七、三〇三	二三、五八二	一六六、〇六〇	五四、九四八	四四、一三六	—	五二〇、三七九	一七五、一四一
仝廿九年	一七五、一四一	八二一、七三七	九八六、八七八	二六、〇二二	二四二、一三九	一四八、六三八	四四、三一五	三八、二五二	—	四、五七八、九二四	九七、二三一
計	—	四、六七六、一四五	四、六七六、一四五	二七、八六四	八四四、六九二	一、四九八、三五七	五七六、九九九	一二五、五一三	八四、四〇〇	八八九、六四七	—

備考

一本期間收入金高ヲ平均セハ一ケ月金四拾九圓貳拾貳錢貳厘余トナル

一本期間支出金高ヲ平均セハ一ケ月四拾八圓拾九錢九厘余トナル又支出金高ヲ入院者總數百貳拾九人ニ割當レハ一人ニ付金參拾五圓四拾九錢五厘余ニシテ其內院費生ノミヲ人數割ニ當レハ僅カニ一人ニ付金拾壹圓五拾四錢五厘余トナル

各地通信

◉三池集治監合葬追吊會

南筑邊隅生

本監に於ける明治廿四年七月以來仝二十八年三月に至る死亡囚の合葬建碑成り三月二十日即ち春季皇靈祭の日をトし吊祭の法筵を本監付屬墓地に於て擧行せられたり今此に仝日の概況を擧けんに式場には清淨なる祭壇を設けて之に盛奠を布き午後一時典獄吏員幷に來賓たる警察官憲兵町村吏員等夫々着席定まるや先つ土中教誨師は在監囚の總代として參列せしめたる囚人に向ひ一場の教誨を施し次て典獄以下二三の祭文朗讀終るや兩本願寺派十數名の法師は最も鄭重なる讀經を爲し之に續て參列者一同燒香の上午後三時過閉會を告げ此間終始嘹喨たる音樂を奏したり余曩末席に列したるもの沈痛なる讀經悲哀なる音樂を耳にし殆んど坐に涙の禁ずる能はざりしものあり況んや參列の囚人に於てをや彼等は眞に靜肅謹聽水を打ちたるが如く何れも垂頭酸鼻無限の感慨に驅られ情緒制し難く自ら良心の溢るるものあるを見受けたり斯の如く莊嚴なる盛式を以て死者を吊祭せらるる想ふに祭文と言ひ讀經と云ひ既に幾多の幽魂をして髣髴として來り之を享けしひしきに深く遺靈を慰んが爲め殊に感ずるに音樂の禮を以てせらるる豈九泉の下瞑せすと云ふことあらんや而して復た之れが爲め囚人の感化を稗益せしこと決して尠少にあらざるなり今典獄以下の祭文を得たれば之を左に掲ぐ

祭文

維明治三十一年三月二十日本監死亡者第三回合葬碑竝に成り汝等百九十二名の靈を祭る人生れて繩繩の

身となり死して不記の鬼となる人生の不幸何ものか是れに過ぎん抑も汝等が此の不幸を招きし所以の者豈偶然ならんや是れ即ち自から作せる禍にして逃る可からざるなり然りと雖も汝等が生前に在りて若し能く轉迷開悟飜然行ひを改むるあらば或は此悲境に陥らずして已みしならん然るに今や幽明別路遥ひて歸する所なく魂魄長く迷ひ何の處にか彷徨せん想ふに汝等をして數年の壽命を保つことを得せしめば客歳一月の減刑令に遭ひ無限の恩典に浴し自由の身となり風光霽月の天を仰くことを得しもの亦た盖し少からざりしならん嗚呼悲からざらんや今茲に清奠を修め汝等の迷魂を慰め以て歸する所あらしめんとす幾多の幽魂よ髣髴として來り饗よ

三池集治監典獄正六位勲五等菅井誠美

三池集治監教誨師小川信道本監死亡者の靈に告く汝等眞如の實玉を具有しながら貪愛等の迷想に蔽はれ爲めに生前罪科を犯し枷鎖に身を繋はるゝこと多年未た良民に復歸せざるに病魔汝等の身心を逼迫す嗚悲ひへし痛ひへし人生獄舍に暮れて悲を止むる妻子なく魂は來世に趣き戸は偃塞として床にあれども是を葬ひる親戚なく墳は風雨に打たれて平に兒孫其上に跳り遊ぶ姓名は消て知る人なければ一掬の水一枝の花を以て吊ふ知友なし人生不幸の極思ひ此に至れば實に酸鼻涕泣に堪へざるなり

茲に明治三十一年三月廿日汝等遺骨を合葬するに當り至正至仁なる典獄閣下諸員と詢り盛大なる追吊法莚を擧行し以て亡者の追福を營み給ふ汝等諦に聽け昔し海底の龍女は如來の法を信して即身に成佛し摩羯大魚の恐しきも佛名を聞て助かりし例あれば今此法莚に逢ふて速に血盆の苦患を脱れて清淨國土に往生せよ茲に敎誨師總代を以て汝等の靈に告くるに紅涙を以てす尚くは髣髴として來り享けよ

明治三十一年三月廿日

敎誨師　小川信道

維時明治三十一年三月廿日三池集治監第三回合葬成り亡靈追吊會を擧行せらる予職を本監醫務所に奉せしより茲に五年其間親しく病痾に接し治療を加へしもの少からず豈一言の吊詞なきを得んや

夫れ人の世に生活するや不幸死より甚しきものはあらず況や囹圄の身となり自由刑を受くるものに於て

をや予胸命の任に在り親しく其狀況を覩るに治療の周到なる看護の懇切なるに依り遇囚の厚きに感泣しつゝ瞑目し聊か慊を遺すものなきか如しと雖とも病みて枕頭に藥を採るの親戚なく死して歳月を經るも一掬の水一枝の花を供し靈魂を吊慰する故舊なく只た蕭然として松風寒月の訪あるのみに至りては終天の恨を呑て地下に瞑する能はざるべし知らず何の日か迷界を脱すべきや嗚呼人世此の暗膽たる悲境に遭遇す誰か悲哀の情を催さゝる者あらんや今や政朝寓民撫育の深き本監典獄仁惠の厚き此法莚を開き各亡囚の遺靈を慰せんか爲め十余の法師を招請し有志參列時差の奠を設けらる香火は炎々として四方に薫し讀經奏樂の聲は洋々として山谷に響く嗚呼幾多の亡靈よ此盛大なる式典に遭ひ將に感泣し以て瞑すべきなり尚くは天恩の辱なきを拜謝し髣髴として來り饗よ

三池集治監監獄醫　久保恭吾

茲慮清奠　以告衆靈　汝儕在世　放逸奢肆　一不愼己
胡爲如此　無恒産者　亦無恒心　傾家不顧　敗徳無恥
傷人奪世　悪意悪行　罹恐不及　嗚呼嗚呼　天網夫恢
畢疎不漏　應報立至　忽繫縲紲　是誰過乎
夫然畢然　行刑之意　徒弄苦人　唯其所要　歸善已耳
而汝儕曹　不幸之極　遂鉄窓裡　得病而歿　豈不悼哉
古人有云　其罪可惡　不惡其人　況死者乎　汝儕身亡
刑罰既滅　而至不祀　眞可惑也　思而至茲　一掬暗涙
潸然沾襟　本監典獄　畢命屬僚　開荊清地　合葬遺骨
墓碑茲成　乃招法師　會有志士　擧吊祭式　幾多迷魂
始有歸處　悠然應瞑　嗚呼幽魂　尚來饗焉

明治三十一年三月廿日

三池集治監書記　綿貫洋二郎

◉北海道集治監追吊會

在樺戸　北海散士　通信

明治三十一年三月廿七日北海道集治監樺戸本監に於て開廳已來本年本月に至る死亡囚六百六十六人の靈に對し追吊法會を執行せられたり其當日の概況及式場の順序は左の如し

會場　敎誨堂

初に囚人着座
次に官吏着席
次に僧侶着席

導師燒香　此間官吏及囚人總起立敬禮
讀經　僧侶扣席
典獄佛前燒香及祭文朗讀　此間官吏及囚人總起立敬禮
典獄扣席
第三課長燒香
第二課長燒香及祭文朗讀
醫務所長燒香
第一課長燒香
各扣席
自一級囚至四級囚各總代二名宛燒香此間總囚起立敬禮
總囚扣席
典獄訓示
導師說教

此日曉來朔風飄々として雪を飄り天雲漠々として山を隱す誠に當路者をして痛心せしめたりと雖將に入場の時刻來らんとするに當り風伯忽に音を潛め陰雲頓に霽れ乾坤寂々として恰も吊意を表するの狀あり而して式場正面の上檀に阿彌陀如來の尊軸を奉掛し下檀に金泊の前卓を据へ表には錦襴の打敷を懸け中央には靈牌及過去帳を安置し兩側には佛花幷に種々の供物を配置す其他經卓香爐及點灯具に至るまで準備周到にして遺る所なし而して其尊軸及佛具等は總て大谷派本願寺より新に寄贈せられしものにして其細工や巧密にして金色燦然たり其莊嚴や善美を盡して爛然たり香烟は纖々として高く上り場の内外に薰す一見其人をして忽ち懺悔の念を惹起せしむるの觀あらしめたり又其右側を第二課員の席とし其左側を第一課第三課及醫務員の席に充つ然して已に入場の時刻を報するや先つ囚徒をして漸次靜々として着座せしむ然れども總囚の中瘋癲者及重症者を除かれし故に其數凡て九百二十八名なり又戒護看守は五十餘名にして各其位置に直立せり

次に典獄は各課長及課僚を率ひ定席に臨まる次に導師は衆僧を從ひて着席す則ち導師は光弘祐言師にして先つ燒香了りて讀經を始められしが參勤の僧は囑托敎誨者中島圓諦氏空知分監敎誨師伊藤智滿氏及樺戸北漸寺住職鶴原鐵掌氏等にして其他從僧數名なり各々異口同音誦經の聲清かにして亦殊勝にてありし讀經了りて後更に典獄は佛前に進み燒香及祭文を朗讀せられ次に第二課長も燒香了りて祭文を朗讀せられしが何れも其聲

罪境にして句讀鮮明以て滿場に感動を與へられたり而して各課所長及囚人各級總代燒香了りて後典獄は演壇に登られ諄々たる訓示を施されしが其容貌や嚴然として威儀を有ち其言語や明晰にして慈愛を含み一容一言能く今囚の胸裡に徹し滿場轉た感涙に咽びたり次に導師光弘敎誨師は眞俗二諦相資の敎義に基き佛力の靈妙尊信せざるべからざる旨を懇々布演せられしが是れ即ち氏の眞摯にして一句一言熱誠切々實に滿場肅々として唯噓唏啜聲の漏るゝあるを聞きしのみ其說敎の如何に感動を與へつゝ乎到底普通敎誨に於けるの比ひにあらざりしなり玆に於て靜肅至嚴の裡に式全く終りを告げぬ

祭文及訓示の概要は左に

維時明治三十一年三月廿七日北海道集治監典獄石澤謹吾謹て清酌庶羞の奠を以て故在監囚死亡者六百六十有六人の靈を祭る嗚呼悲哉倩々諸子が在世を想へば哀傷の淚袖を濕し靜に死後を想へば憂懷の悲み肝に銘ず抑も受け難くして偶々人身を受け生れ亘くして稀に皇國聖世の民と生れながら一朝過て一身を罪科に投じ空しく一生を縲絏の裡に終るに至れり然り

と雖或は霜月皎々として鐵窓に映ずる夕には父母妻子を追慕し雪風颯々として監門を叩くの晨には悔悟の涕に咽びしならん或は諄々たる訓諭の下には天下の公道を悟り切々たる敎誨の際には匪心を悛ひるに至りしものも多かるべし然に一夕病魔に罹り藥石其効なくして忽ち黃泉の鬼となり又は宿業の所感に因り非命の死を遂げしものもあらん豈に可憐の極と云はざるべけんや誠に惟みるに滿期の花既に近つきたるを喜びし輩も今や北邙の嵐に散り改悛の月を伴ひしものも遂に東岱の雲に隱れ又昔見し人今は無く唯絕へたる跡の名のみを知る嗚呼悲哉幽魂冥々何れにか托し何れにか逝く同情相憐の餘り玆に法莚を開て諸子を追吊す靈前の供物は粗にして且つ儉なりと雖是亦主情の存する所なり魂や靈あらば髣髴として來り享けよ

明治三十一年三月二十七日

北海道集治監典獄正六位勳四等石澤謹吾

維時明治三十一年三月二十七日北海道集治監第二課長看守長草刈次郎時羞香花の奠を以て故在監囚死亡者六百六十有六人の靈に對し謹て祭典の微悃を布く

嗚呼哀哉死生は人の脫かる能はざる所なりと雖諸子は一身を獄裡に投じ一命を鐵窓の下に仆す誠に追思すれば涙滂々然として止む能はず然れども明治聖世の恩惠に沐浴し嚴正なる規律の下に生息し懇々たる訓示と諄々たる敎誨とに撫育せられ廓然として悔悟し奮然として改悛し朝には放免の期を樂み夕には與家の策を圖りしならん然に一旦病痾に嬰り扁鵲も術を施すこと能はざるに至り忽焉として空しく鬼籍に上る嗚呼傷哉芝蘭の友も息止まれば遠く送る哀哉新に契を結びし斷金の睦みも魂去りぬれば獨り悲む曾だ春の空に歸る雁影かに霞の中にをとづれ僅に秋の野に鳴く蟋蟀の下に訪ふ然れども殘る所は其名あるのみ豈に憎但の至に堪へざるべけんや黃泉途遠くして幽々相隔たると雖諸子の靈以て瞑する所あるべし恭しく茲に芻莫を陳ねて哀傷の誠を致す請ふ其れ來饗せよ

明治三十一年三月二十七日

北海道集治監看守長　草刈次郎

訓示概要

偖て本日の追吊會は今日愚ひ立ちしにあらず一昨年已來一同と申合せ疾くに執行せんと存したりしか夫れに付ては墓地に點々散在せる埋骨を集め合葬の上一大石碑を建てゝ後法會を行はんと相談の末札比内より石材を堀出さしめたりしか如何せん其石材か柔軟なるより寒氣の爲め自ら欠壞し到底用に充たさるを以て處々堅牢なる石を擇ひつゝありしか然れども時日の甚た遷延に過くるを恐れ實は已に春季皇靈祭に於て執行する筈でありしか少しく支障の爲め本日に於て執り行つた次第にて則ち此位牌に記してあるか如く當監創設已來今日に至る死亡者六百六十六人の數に上れり偖て此の中各自の鄕里に於て或は追吊供養を行ひつゝあるものもあらん然れども十有余年亦一綫の香をも手向けさるものなきにしもあらさるへし凡そ地下の靈魂を吊ふものなき程世に嘆はしきことあらさるべしと信す今回大谷本願寺より彌陀如來尊軸幷に佛具等を寄贈相成りしに付幸ひ斯莊嚴なる飾つけを爲し得たるのみならず多くの僧侶方も參列讀經せられ且つ其方等も總代を撰み燒香したるとなれは多くの靈魂も全く地下に瞑するを得しならん愛に於て一同に一言す冤死者六百六十六人の多數なるに依り監獄衛生等より觀て或は其多きに過るか如き感想を懷けるものなきにあらさるへきを以て試みに統計に依り其實際比例を示さん抑〻當監は創業より爾來十八ヶ年を經過せしものにして其間在監人の延人員を擧れは八百九十七万六千五百十三人なり其十八年を通し比例し來れは願つて長きに渉るを以て之を前後三期に別つて對照すへし

第一期則ち明治十四年より仝廿年まて七年間に於ける延人員か二百六十六万五千六百十九人なり之を一日に平均せは壹千百五十三人に當る其死亡四四百〇貳人一年千人に對し四十九人七分の割なり

第二期は明治二十一年より仝廿七年まて七年間に於ける延人員四百九十三万六千六百六十七人之を一日に平均せは壹千九百三十一人にして其死亡四貳百十四人一ヶ年千人に對する十五人八分にして第一期に比せは三分一弱に當る

第三期は明治二十八年より卅年に至る三ヶ年延人員四十五万八千〇七十六人一日平均千貳百五十四人死亡四四十八人千人に對し一ヶ年十三人三分に當れり之れに本年の死亡者貳人を加へ六百六十六人となる

なり

以上の如く第一期の多く死亡を算出せしは當時未開にして或は瘴癘の爲め死する者もあり且つ規律等も充分相立たさりしより自から衞生も行はれさる結果病を得て死するもあり或は不心得より逃走して斬殺せられしもあり爲に三期中最多數の死者を見るに至れり偖て之を通常の統計表に徵し則ち之を千人に對する一ヶ年の死亡數を比較し來れは第一期を除き二期三期に至れは其數敢て通常人民の統計と多方の懸隔を見さるか如し要するに漸次其減少するに至れるは監獄衞生其他規律の整備に依ると雖尙此の攝生上に就ては實に戰々兢々これ日も足らさるを恐るゝ次第なれども斯の如く衞生上に於て好果を奏し來りたるは一同深く明治聖世の恩澤に浴するを忘るへからす昔は一度傳馬町の牢獄に入るや其三分の二は殆と死を期したる位にてありしとなり故に前にも述ふるか如く能く統計に依り調へ來れは敢て其多きを驚くに足らさるへし然りと雖人生は尙は浮游の如し朝夕を圖るへからず死生盛衰素より期すへからず然に何ぞ茲も昏迷にして黙智を振ひ覺頑を還ふしたとて

所謂花上の露草頭の霜雪に果敢ないものてあるから早く思を翻し汚れたる心を洗ひ淨め清淨無垢に身を持ち現世にありては俯仰天地に恥ず明治聖代の良民となり天命を終るの後は必ず天堂極樂に昇るへしと篤信し一點の疑を存せず安心立命の地を占得すへし自分も一同と共に斯くあらんことを希望に堪へさるなり返すゝゝも汚濁を洗滌し立派に天命を終るの覺悟なかるへからす今此法會に臨み一言し置く

以上は式場の一隅に在て匆卒に速記せし僅にして欠漏の點は尠からさるへしと信すれとも所感措く能はされは聊か其概要を我知友に報するのみ又導師說教は速記し得さるを以て茲に揭せす請ふ讀者諒せよ

寄書

◉監獄内の信敎自由と題したる一文を讀む

在東京　洋々散士

田中一雄氏なるもの監獄雜誌第九卷第三號に於て、監獄内の信敎自由を罵したる一文を揭けられたり、其の中に云へるあり、曰く日本の罪囚は戰鬪堂にあるも敎誨師より道話的講話を聞くに止て、罪囚自身に聽聞するに非す唱歌を奏するにも非す、讀經するにも非す御文章を唱ふるにも非す、唯一邊の注入的講話に止まるにものして、敎誨堂建物の疎なる堂内の擧動に於ける一つも自由ならす、神佛に直接の交通を爲す能はさるのみか自由の信仰など云ふこと全く能はさるもの、如し、是れ即ち日本監獄敎誨の振はさる所以なり云云と、散士に此の一文を讀で君が說の大に不可なることを知れり、知て之を云はさるは散士が胸心に恥なり、依て爰に田中氏が揭げたるの敎誨の振はさる三原因中の第二の原因に就て駁擊せんとす、第二の原因とは以上揭げたるものなり、抑も君は信敎の自由と自由刑の執行とを混淆したるものなり、何となれば君は堂内の擧動に於ける一つも自由ならすと云ふことを以て、直に信敎自由を敎誨場裏に許さゝること、誤解し居ればなり、抑も監獄署は自由刑の執行場なるを以て、假令敎誨場裏と雖とも擧動に於ける自由は勿論其の他言語の自由なも許さゝるは固より當然の事と思考す、殊に數百名を蒐集したる敎誨場裏に於て、彼等をして靈く其の好む處に從ひ或は佛前に讀經し、或は御文章を唱ふるあり、又基督信敎者は祈禱を爲し唱歌を奏し神道者は祓詞を朗讀し又は懺悔を爲すも可なりと云ふが如きは、實に其の議論の無鐵砲なるに一驚せり、田中氏果して監獄の實況を熟知して立論せられたる歟、散士に頗る疑なき能はす、若し之を許すが如きあらば監獄の敎誨場裏は恰も小學校の如く喧囂紛亂監獄の規律を亂し、監獄の尊嚴を失墜するに至らん、然るに是等のものを許すを信敎の自由と解するは實に誤解の甚しきものなり、抑も我憲法に示す處の信敎の自由とは我國體に於て如何なる宗敎を信ずるも可なりとの意義なり、決して行爲の自由を云ふにあらす、監獄に入り刑の執行を受くるものには行爲の自由を許さざるなり、何となれば自由刑の執行場たればなり、故に敎誨場裏に於て敎誨師佛敎を說ずるも彼等囚人は其の胸中に基督敎を信ずるも天理を信ずるは自由なり、何となれば刑罰の執行は被等囚人の意思の自由までを束縛すること能はざればなり、況んや信敎の自由は我憲法の保障する處に於てをや、故に散士は敎誨場裏に於て行爲の自由を許すとの說には絕對的反對な主張するものなり、然れども各監房に於て個々に囚人より信仰上に就き禮拜に敎誨師に導ぬるが如きは之を許す敢て差支なし、又現今各地方監獄に於ても之を許せり、一言駁撃な試み田中氏の再考を煩はすと云爾

◉被告人に敎誨の必要を感ず

大阪　一艸女史

何故被告人に敎誨を施さゝるや夫れ宗敎の必要たる唯たに囚人にのみ要するものに非るへし此會を催すと上に於て何人と雖とも必ず一の宗敎を奉ぜさるへからず否奉敎心なるもの殆んさ皆無なるへし間々我れは無宗敎者なりなさ、自稱し然して之れは天なり命なりなど謂ふものありさ雖とも是等の輩は宗敎の何者たるを知らさるもの、盲ならん然るには被告人に敎誨を施す何の不可あらん不可なきのみならす夥多の利あるを見るなり得へし即ち我大阪府の如きは女被告と雖とも多き時分は百二三十名に至り少くとも七八十名内外にあり彼等の動作を熟察するに毎朝洗面後に於て合掌拜ぜんかさる念願ぜさるもの殆んさ皆無なり至信眞信はあるに相違なけれとも是れ皆奉敎心の存するに實なり敎誨師若し此奉敎心のある所な利して狠し、狠には必ず處刑ぜられ以て咳心ぜさる可らす天網は洩さす又狐さゝるものは假令如何なる境遇に陷るさも服す可きものにあらす天は必ず救ひ給ふへしと愚々道徳のある所な敎誨ぜは寬罪を蒙らんとを憐れ苦むもの、爲めには自分の慰めた男へ邪曲墨涙の爲めには個用の上經費用を費くを辭へけんや

◉女監取締講姉に申す

大阪　一艸女史

獄衣洗濯補綴工事を取締講姉は常に科程にのみ重きを置ひす其餘ひ力等き方等に充分注意せられたし抑も囚人なるもの、多くは事物の取扱ひ難にして後日の計を爲すの考へあらさるなり故に講姉は是れ等に注目して爲場合は懇切訓戒して不知不識の間に事物は大切に取扱はる可らまるものその觀念を造らは衣類の地質を損せさるのみならす撚き糸をして補綴糸に充つるを得より年々歲々積れば由なる經費を省くを得へしと之れ一面には廢物利用となり一面には囚徒に眞實慢を造るの一手段を設くるなり

◉女監取締講姉に一言す

大阪　一艸女史

詳細今日は前途多望の世の中て申す迄々たるへき秋ならす然れとも女子は男子同樣の業を爲すを以て先榮となす可きものにあらす爲さんさ欲ずるも能はさるなり然り當然のことなり女子は女子の本業ありて存す其本業を盡し盡すのみならす其本業たるへき所を進歩發達せしめさる可らさるものと信するなり然して又女子の絕對無限の希望は如何なる逆境に存するやは須らく女子自ら研究せさる可らさる所なるへし徒らに婦女子の淑德優美な誤解と婦女子の眞義務の如何なるなも悟らす優柔不斷以て自ら淑女となり甚たしきは支那學派の末流に委成せられ支那婦人の如きも亦淑女さ等へ居る如きにてはなか〳〵希望目的及び方を進するの手段方法其もの、眞理を見出すと思ひもよらさるとなるへし姉の眼中今日見るへきもの無しさ雖さも第一講義の下に嘲吟する不幸なる同胞を發導し擴等の心意の胸ふ所を寄ち現界の講會機關みして無用

ならしむるに足るの法術を探究し正義に依らされば生活し能ほさるものその念を遠り絶に國家あつて已れあり得るとの觀念を注入し結局秀逸なる眞國民を生れ出さしめんとを希望に堪へさるなり諸姉に於ては申迄もなきとながら僅々たる俸給に依て得る衣食にのみ滿足する如き不見識に終らす眞の女丈夫とも云ふへきものは社會に於て尤も輕視せらるゝ獄界に屢ひ掛けなく現れ出てんとを希望するものなり即ち諸姉の姉妹娘女に現れ出てんとを渇ふなり終るに臨みて現今の狀態慨むへし妹の愚なるも尚人勸めて曰へり汝の如きもの獄界に置くは惜む何故學校にても勸めざる妹も亦屢々遇はされさす教員免狀は一度有したるものなれはなり終れとも諸姉の觀念一變し徒らに女子の希望目的迄も他人の議論に一任せす堂々自ら進みて研究に贊助せられなは妹の愚なるも亦大に活潑なる動氣を發すへし

終りに臨んで尚一言す凡そ世未た發現せさるものを理想せんとし又其理想を現實ならしめんとするときは過不及衡を失ひ是非を顚倒し大に人の笑ひ草となるに終るものありと雖も妹は一向掛念せす罵言嘲笑せらるゝ中に一の確然たる眞理を發見せんと決心すれはなり乞ふ諸姉も亦此決心あらんとを

◉監獄醫に制服を一定し及ひ之に帶劍せしむべし　在琉球　S　H

夫れ監獄醫の職務たる在監囚徒の診察治療を司るの外常に監內衛生上に注意し在監囚徒の健康を保全するにあり故に監獄醫は常に囚徒に近接して其生活の衛生上に適するや否を觀察せさるへからす是れ監獄醫は常に監內の巡視を要する所以なり然り監獄醫は囚徒等か兇器を使用して服役する場所即ち工場抔をも巡視せさるを得す此の時に當りて若しも暴漢に立ち所謂天地を爲せる者の類あり換言せば世人が監獄を目して不淨の場所となし常に度外視し居る有樣なり斯く社會が監獄に對し冷淡なるより囚獄吏たる者は取も直さず牢番なりと亦自らも之に甘んじ從來は人權の何物たるを解せさる無學無識の極めて劣等なる人物が往々其局に當りしが開來益々盛り物換り星移り帝國が憲政法治國として世界に紹介せらるるに至りては其權衡上一大變革せざる可からざると同時に一大改革を斷行せざる可からざる氣運に際會せり思ふて茲に至れば吾々の責任の重大なる眠らんとを欲して眠る能はざるなり西哲言へるあり「一國開明の程度は監獄にあり」と宜なり夫れ監獄は國家的事業なれば當然國民多數の同情を請はざるを得ざるなり又外人が帝國の影服に對し常に犢族的の觀念なる以て針小棒大に帝國の進歩を妨くる有樣あるは世人の知る所ならん去二月下旬の頃なりき新版圖たる臺灣に起りし一例あり支那人某が阿片違反の廉を以て彼の英國領事館に躍ほれしを掏葉したるに彼は敢なく幽冥の客となりしより彼れ英人等は新聞に如何なる筆筆を揮ひしかは世人の知る所ならん故に雜居問題は吾々の頭上に壓迫し來る今日に於ては外人の歡心を買ふには弄ひ易きも國家の体面を汚がさゝる大決心を以て根本的に監獄の改良を圖らざる可からず故に憂世愛國の先覺者は銳意改善を圖り新聞に雜誌に演說に筆硯せられ政府に於ても監獄局なる者を設けたるは斯道の爲め一大白を擧げて祝賀せざるを得ざるなり然り而して斯く社會の必要に迫られ雜居準備に對し志士仁人の熱誠を以て是に當るも其制合に効果を治むる事能はざるは何たる矛盾ぞや實に慨嘆に堪へざるなり故を以て皮肉的に論評を下せば彼の雜誌は徒らに其聖なる大にし流麗の文章を陳列するに止まり未だ以て眞象を看破し根本的改良の策を講ずる者あるは聆と聽なりと極言するに躊躇せざるなり其根本的改良とは機關師たる看守其人の陶汰を實行するは目下急務中の急務にて實質的改良を希望する所以なり然るに雜誌中を眺め來るに改良意見にして對しては高尙なる理想的の論文の多きやに見受けられたり所謂糞水論の學者連が筆硯を弄するの敢す所なりとの評論を爲す者あるは斯道の爲め忌むへき極言なり故に吾々の指南車とも稱へき雜誌は有益的に社會に歡迎せられたるには需用者たる看守の議論を改良せざる可らず然るに現時の有樣を見るに有益なる犯罪豫防論又雜誌は殘忍にも文庫の中に監禁せられ無用の長物として過因視せられ居るに非すや故を以て如何に監督者だる者熱誠以て奬勵するも更に相感せすと云ふ有樣なり熱り現員四分の三强は實務家を以て署內を翰翔し新刊の雜誌や書籍は常に無用視居るも彼等の中には現今の法令を讀了否眼暗し得ざる者共にて改良進歩に如何なる影響を及ぼせしかは常識ある者の知る所ならん故に犯罪論の如き消化し得ざるは敢て怪むに足らざるなり例を擧げて云はんに三十貫目を運轉し得る者に對し六十貫目余を以てせば到底堪へ得ざるは數理の觀念に乏しき物にても知る所なり現時の有樣は成文法も眼暗し得ざる者に向つて高尙なる論說を同化せしめんとするは所謂人に難きを責むるには非るか請ふ左に監見を陳述せん

第一　人物陶汰を行ふ事

官府豈に業病所には非るならん本年四月は監獄革命の時期にして其局に當る者をして英斷果決以て勅令の旨趣を貫徹し有爲の士をして足を監獄事業に入らしめ其腕足を伸ばすことを得せしめ一意專心監獄こと生死を與にせしむる故務を與へ其機能才幹を利せむしるは當局者の職責なりと云ふを俟ずらざるなり

第二　人材登用の實を擧くる事

今日の如く常例古格にのみ拘泥したらんには到底改革の目的は達せざるなり故に敢為的に事情の許せる限り人材登用の實を擧げ老朽用に堪へざる者は退職せしむるに躊躇上論流したる所は敢為的念慮に失するの憾なき能はずと雖も革新的今日にありては徒らに情實に繋綴せられ社會の進歩と背馳するあらば何のくに如かず」と旨有る訓示あり

官報

●叙任及辭令

陞叙高等官六等

叙正七位　靜岡縣典獄從七位　福田純一
從七位勳六等　鈴木和介
叙正七位　阪口兼貫

●青森縣

依願免看守

免看守

御用有之北海道龜田監獄支署へ出張ヲ命ス

看守教習科程卒業月俸八圓給與監獄書記ニ補ス

看守　齊藤万吉
中里金彌
大島健作
鈴木芳英
石川嘉昌
葛西太吉郎
工藤眞助
大高武利
葛西幸七

押丁ヲ命ス日給拾七錢支給監獄雇ヲ以テ使用ス

押丁ヲ命ス日給拾七錢支給監獄雇ヲ以テ使用ス

任青森縣監獄書記補看守長

看守長　松本正理
看守　工藤眞助
太田虎一
典獄　石黒熊三郎
監獄書記　鳴海慶次郎
田邊勳編
長崎勇次郎
新藤平吉
藤田德衛
栗田百太郎
工藤眞吉
監獄書記補看守長　杉本雄太郎
野津義慶
藤田德輔
監獄書記　桑田時二
看守長　工藤眞吉
今彦三郎
監獄書記　阿部利作
齊藤弘
田邊稱太郎
看守　笹森豐造
佐藤友藏

八戸監獄支署在勤ヲ命ス

看守ヲ命ス月俸八圓給與監獄看勤務ヲ命ス

臨時縣會委員ヲ命ス

看守ヲ命ス教習生ヲ命ス月俸六圓給與

勤八等
看守長
監獄書記補看守長
監獄書記
看守長
監獄書記
阿部利作
弘前支署在勤ヲ命ス
看守
笹森豐造
佐藤友藏

看守教習所長ヲ命ス

事務特別勤勞ニ付金拾五圓賞與

金上ニ付金拾貳圓賞與

金上ニ付金拾五圓賞與

金上ニ付金拾貳圓賞與

金上ニ付金拾圓賞與

金上ニ付金五圓賞與

●和歌山縣

入獄係給與

丸級俸給與

任看守長

看守長　野村秀苗
看守ヲ免ス　村上義雄
監獄書記　山本重喜
松本常吉
橋本馬之助
福見守眞
濱田愼道
細木一
森田子殖
弘田爽亮
槇矢正彦
看守　栗本正說
看守　滿田耕
高尾長倫
看守　波邊元曉
長尾勝四郎

月俸拾壹圓給與

任和歌山縣監獄書記月俸拾壹圓給與

屆出

和歌山縣監獄書記補看守長

看守長　山中文之
宇津井外五郎
石原大人
工藤眞助
大高武利
葛西幸七

看守　齊藤万吉
中里金彌
大島健作
鈴木芳英
石川嘉昌
葛西太吉郎
工藤眞助
大高武利
葛西幸七

看守ヲ免ス

看守　島岡能助
森田幸之助
宇藏勳一郎

看守ヲ命ス月俸六圓給與

看守　吉崎松
市川龍剛
小島恒元
千種成木
下村通敏
安岡銀三郎
竹內重覺
前島剛夷
福見守眞
澤田保
吉村義正
槇矢正彦
栗島熊太郎
和田鐵太郎
山崎祐傳
千種成木
下村通敏
安岡銀三郎
竹內重覺
前島剛夷
福見守眞
澤田保
吉村義正
槇矢正彦
栗島熊太郎
和田鐵太郎
山崎祐傳
橋本馬之助

自今月俸八圓給與

看守ヲ免ス

看守ヲ命ス月俸六圓給與

看守　和田文吉
大前製鉄治
吉崎松
市川龍剛
小島恒元
千種成木
下村通敏
安岡銀三郎
竹內重覺
前島剛夷
福見守眞
澤田保
吉村義正
槇矢正彦
栗島熊太郎
和田鐵太郎
山崎祐傳
千種成木
下村通敏
安岡銀三郎
竹內重覺
前島剛夷
松木常吉
橋本馬之助

●大分縣

看守ヲ命ス月俸拾圓給與

看守ヲ命ス月俸六圓給與

看守ヲ免ス

看守ヲ命ス月俸六圓給與

看守　石井熊一
岩崎定治
中村市太郎
小野權平

宮崎縣看守

今月俸拾圓給與

三浦賀久太　長谷目要平　菅澤勘次　中島祐造　角田小唐　城守男　三重野龍藏　蒲池敏男　中澤敬平　宮島政五郎　大城千太郎　野流舜男　矢野熊太　濱田恒太郎　渡邊眞吉　阿部隊六　赤羽源六　江上秀吉　高木晴男　利光友平　三宅善輔　染矢市五郎　染田多盛　阿南俊平　小篠鶴次郎　藤澤昌平　國友誠

宮崎運平　芳島慶六　阿部會雄　久保田精一　西秀一　江上龍太郎　中山會彦　三重野岩喜　宮崎市治　利光加平　神勝太郎　岡寅喜　木村由藏　瀬立角太郎　古川喜六　豊島志解作　松本洋三郎　野尻靜　河野今朝吉　髙橋周平　髙原弘平　奥秀太郎　森田光太郎　木岐三千次郎　木本勇次　江藤龜太　東公吉郎　竹原源次　石井統一

看守　中村市太郎　吉眞米藏　宮田正一郎　河野直太郎　廣瀬實五郎　木村信雄　宗武千里　太田寛次　松木島太　古野由雄　江藤芳藏　原田久子　渡邊福藏　河野高次　安岡範正　木幡恒彌　村沼福馬　髙崎律雄　大飛次郎吉　紫山司馬藏　佐藤儀九郎　佐藤茂市　二宮今朝彦　松永廣吉　加來敏雄　池邊來太郎　戸伏夏唯　宮崎喜平　岡直勝

井上忠眞　山本健藏　工藤新五郎　池田虎尾　大久保勝　後藤熾男　石井則榮　齋藤兵太郎　田中武一　佐藤虎吉　戸伏六彌　何野榮藏　得丸虎勝　今村土馬　渡邊登彌　渡邊副次郎　井上恵一　岡幸太郎　宇野捨吉郎　杉浦武臣　早水末太郎　長峰眞重郎　小山田武　桑永義郎　後藤定男　佐藤竹次郎　後藤利吉　井定　利光加平

七級俸給與　看守　都甲五丁馬　垣本茂人　大野宇作　工藤定馬　佐藤金作　兒玉關藏　桑松谷三郎　財前次吉　關島辰三郎　大城千太郎　唐瀬舜男　三浦賀久太　長谷目要平

看守　松井宗緣　佐藤元藏　師子廬久太郎　井上鼎次　後藤清秀　佐藤末太郎　三木野弘藏　齋藤直　宮崎政五郎　岩崎定治　小野檀平　宮崎運平　芳島慶六　丸山再吉

監獄書記　阿部勇五郎　矢野要太郎　西元龍拳　織田信行　小野綱針　波邊法爾　利根關吉　藤田準吉

看守長　永井徵敏　小林好義

同　大坂府監獄書記　笠岡庄藏

監獄書記兼看守長　岐阜縣看守長　河野道昇　仝　山本關助　原義行

給八級俸　下妻監獄支署長歲入徵收外現金出納官吏ヲ命ス　物品會計官吏ヲ命ス　證書取扱主任ヲ免ス　物品取扱主任ヲ免ス　證書取扱主任ヲ命ス　物品取扱主任ヲ命ス　月俸十七圓給與　月俸十四圓給與　同　月俸十圓給與　任茨城縣監獄書記兼看守長月俸十一圓給與監獄署詰ヲ命ス　高安己之作

◎岡山縣　任岡山縣監獄書記給九級俸　岡山縣監獄署第三課勤務ヲ命ス

◎岐阜縣　給四級俸　俠願免本官　◎看守教習生　看守教習課程卒業證書授與セシモノ左ノ如シ　岡山縣看守　小林毅一　仝　近藤孫平　仝　中本市松

寄贈書目

一六合雜誌　第二百七號　日本ゆにてりあん弘道會

一社會雜誌　第十一號　東京北豊島郡巢鴨村　社會雜誌社

一日本辯護士協會錄事　第八號　日本辯護士協會
一明治廿九年　茨城縣監獄統計表　茨城縣監獄署
一監獄公報　第三十五六號　大分縣監獄署
一監獄要報　第二十六號　靜岡縣監獄署
一監獄月報　第三十一二號　佐賀縣監獄署
一和佛法律學校講義錄　第六十五號　和佛法律學校
一赤十字　自第五十九號至第六十號　日本赤十字
京橋區築地
一統計學雜誌　自第百四十一號至第百四十二號　統計學社
牛込市谷舟河原町
一自由黨々報　自第百五十三號至第百五十四號　自由黨報局
芝區公園
一監獄公報　第六號　千葉縣監獄署
一宮城集治監報　第二號　宮城集治監
一明治廿九年度　岩手縣監獄統計表　全一冊　同縣監獄署
一千葉縣教育雜誌　自第七十一號至第七十二號　千葉教育會事務所
千葉縣千葉町四百三十番地
一長野縣監獄報　第三十五號　長崎縣監獄署
一帝國法令研究會雜誌　自第十二號至第十三號　帝國法令研究會
京橋區鎗左衛門町

一八州　自第五十一號至第五十四號　刀水社
埼玉縣兒玉郡本庄町
一群馬縣監獄報　第二十五號　群馬縣監獄署
宮崎縣警部註
一日本佛法穴探評註　日本法律社
一宮城縣監獄報　第廿二號　宮城縣監獄署
一山梨縣監獄報　山梨縣監獄署
一香川縣監獄月報　卅五號　香川縣監獄署
一監獄報　第十二號　埼玉縣監獄署
一監獄公報　第十六號　福岡縣監獄署
一集治監報　自第百八號至第百十號　三池集治監
一大日本武術講習會雜誌　第二號　大日本武術講習會
神田錦町三丁目廿四番地
一教育公報　第二百十號　帝國教育會
一監獄雜誌第九卷　自第二號至第四號　警察監獄學會
一統計學雜誌　第百四十四號　統計學社

豫約御申込各位ニ告ク

司獄官吏必携

前内務省警保局長小野田元熙君題辞　警視廳監獄書記横江勝榮君
監獄事務官小川滋次郎君序文幷檢閲　大日本監獄協會佐野尚君　合著

（非賣品）

製本實費　金六拾五錢

右ハ司獄當局者諸君ハ勿論司獄官タラントスルノ諸士ニハ座右欠ク可カラザル良書ナルコトハ司獄界ノ泰斗小川滋次郎君ノ序文ニ昭カナリ。而シテ本書ハ同君ノ檢閲ヲ經タルモノニシテ且ツ周到綿密ナル横江佐野両君ノ筆ニ成リ。曩ニ豫約法ヲ以テ募集シ今ヤ千ページニ垂々トスル浩瀚ノ書、竣功ヲ告ゲ目下製本中ニ候得バ御申込順ヲ以テ續々發送可仕候間此段御申込各位ニ告ク、且ツ御申込洩レノ方アリテハ遺憾ニ付壹百部ヲ限リ殘本有之候ニ付大至急御申込アレ

○今後御申込モ前廣告ノ通リ月賦ニテモ宜敷候

發行所　東京市淺草區熊船町廿八番地　東京並本活版所　敬白